

飯山市排水設備指針

『飯山の四季の美しさを活用したまちづくり』

～生活排水の適切な処理をめざして～



飯山市水道キャラクター
「お水だんしゃく」

平成 30 年 3 月

飯山市 上下水道課

【 目 次 】

□ ま え が き	
□第1章 総 論	3
1 下水道の種類	
2 下水道の施設	
3 下水道の処理	
4 排水設備	
□第2章 排水設備の基本的事項	7
1 排水設備の定義と義務	
2 排水設備の工事手順	
3 公共ますの設置申請について	
□第3章 設 計 基 準	16
1 設計の基本計画	
2 調査	
3 公共ますの調査	
4 測量	
5 設計上の諸注意	
6 排水設備の計画	
7 排水設備新設等計画確認申請	
8 設計図面の表示記号及び記載方法	
9 排水設備の材料規格	
10 排水設備の材料及び構造	
11 排水管、継手の使用区分及び勾配等	
12 汚水ます	
13 ます、掃除口の保護	
14 水洗トイレ施設	
15 阻集器	
16 トラップます	
17 ストレーナー	
18 凍結の予防	
19 ディスポーザ等について	
□第4章 施 工 基 準	32
1 基本的事項	
2 施工上の注意	
3 排水管の布設	
4 ますの施工	
5 水洗トイレ	
6 し尿浄化槽の取扱い	
7 廃棄物等の処分	
□第5章 除 外 施 設	37
1 基本的事項	
2 特定施設と除害施設	
3 特定施設及び除害施設の届出区分	
○ 様 式 集 ○	55

まえがき

下水道は、生活環境の改善、浸水の防除及び公共用水域の水質保全を主要な役割としており、最近ではこれに加えて、高度処理水の有効利用、汚泥の資源化、下水の熱利用、消化ガスの有効利用等、その役割はますます多様化している。

当市における下水道普及率は平成 28 年度末で 99.1%であり、下水道の普及が進むなか、維持管理の時代に入ったと言われている。今後は未普及地域・箇所における整備、施工を促進し、計画的な改修や維持管理をすすめ、快適で安全な生活を確保することが求められている。

一方、下水道施設が整備されても、下水を流入させる排水設備が完備されなければ、下水道としての役割が果たせられたとは言えない。排水設備は、下水道と一体的に迅速かつ的確に整備されて、初めて下水道の目的を達成することができる重要な施設である。したがって、排水設備は政令で定められた技術上の基準によって正しく設計・施工され、適正な維持管理を行うことが大切である。

こうしたことから「飯山市排水設備指針」は平成 11 年度に刊行、当市における排水設備工事の必携の書として下水道事業の普及促進に寄与してきた。刊行後、現地で課題が生じた詳細について整合を図るため、その都度、事務連絡（内規）として周知を図ってきたが、15 年以上が経過し、下水道法令の改正や関係法令の制定等を背景に、統一化等が図られるよう関係者からも本書の見直しが要望されている。

そこで、現行情勢等との整合を図る上でも本書の改定を行った。

改定にあたっての基本方針は次のとおりである。

1. 「下水道排水設備指針と解説（2016 年版：H28.12.22 改定）」との整合を図る。
2. 当市が通知した現行の内規（事務連絡等）を反映させる。
3. 新たに位置づけされた下水道設備機器の取扱いについて明記する。

主な改定内容は次のとおりである。

第 1 章 総論

- ・文章内「はじめに」を全文削除。「まえがき」として新たに記述した。
- ・「下水道の種類」について、時点修正をした。
- ・「汚水」内のドレン排水の取扱いについて追記した。

第 2 章 下水道排水設備の基本的事項

- ・全文にわたり「水洗便所」を「水洗トイレ」に明記変更した。
- ・施工手順についてさらに明確化し、現行の“指示書”の活用を追記した。
- ・公共ます設置手続きの詳細について追記した。

第 3 章 設計基準

- ・“たね”槽内の配管については、原則禁止とした。
- ・現行の内規扱いとなっている事項について追記した。

- ・阻集器選定例（計算例）を削除した。
- ・「飯山市ディスポーザ排水処理システム取扱い要領」を反映させるため追記した。

第4章 施工基準

- ・掘削深 1.5m 以上の土留工実施を明確化した。
- ・浄化槽使用の廃止手続きについて追記した。

第5章 除害施設

- ・「ダイオキシン類対策特別措置法」等を反映させた。
- ・文章内説明を簡素化した。

※指針内に記述される関係する様式について、「様式集」として、文章後に添付した。

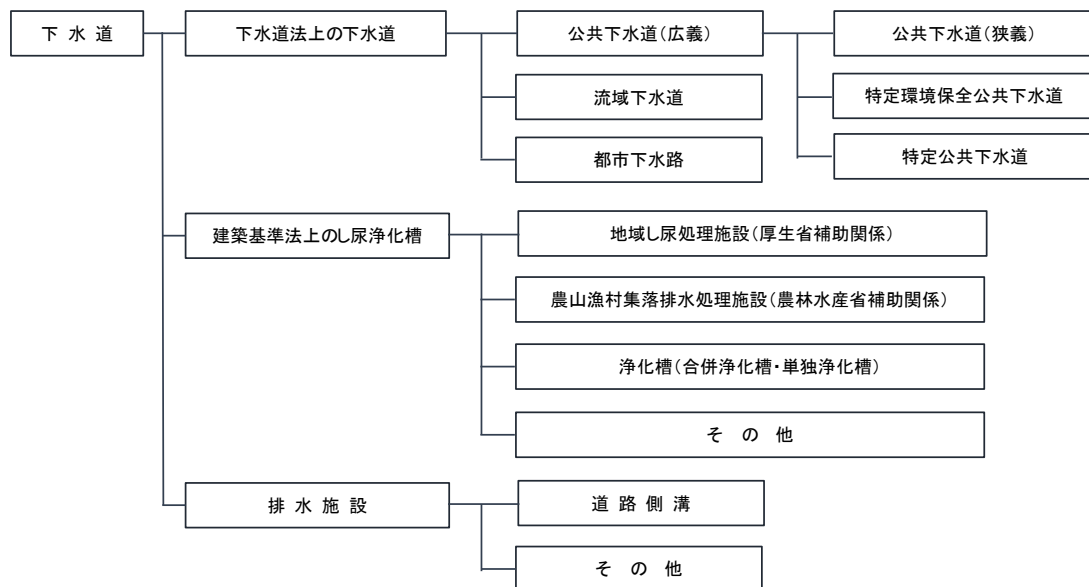
本書は、今後も、当市における排水設備に関する計画・設計・施工における参考資料として、市内で施工される下水道排水設備工事が、統一がとれ優れた施設となるよう、活用されれば幸いである。

平成30年 3月

飯山市 建設水道部 上下水道課

第 1 章 総 論

1. 下水道の種類



【1】公共下水道

(1) 公共下水道（狭義）

公共下水道とは、主として市街地における下水を排除し又は処理するために、地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものをいう。

当市においては、飯山公共下水道、木島公共下水道がある。

(2) 特定公共下水道

公共下水道のうち、特定の事業者の事業活動に利用され、計画汚水量のうち、その 2/3 以上が事業者の事業活動に起因するものをいう。工場団地等の汚水を処理するもので、長野県では駒ヶ根市の飯坂工業団地で実施されている。

(3) 特定環境保全公共下水道（以下、「特環公共下水道」という。）

公共下水道のうち、市街化区域（市街化区域の設定されていないところにあつては、既成市街地及びその周辺）以外の区域において実施されるもので、計画人口が概ね 1,000 人以上 10,000 人以下で、農村などの集落において実施される農山漁村下水道と国立公園などにおける水質保全を目的とした自然保護下水道がある。

当市では、斑尾特環公共下水道、戸狩特環公共下水道がある。

【2】流域下水道

流域下水道とは地方公共団体（市町村）が管理する下水道から出される下水を受けて、これを排除し、処理するために地方公共団体（原則として県）が管理する下水道で、2以上の市町村の下水を排除し、終末処理場を有するものをいう。

【3】都市下水路（飯山都市計画下水道（雨水））

都市下水路とは、主として市街地における浸水を防除するために、地方公共団体が管理している下水道（公共下水道（雨水））で、政令で定める規模以上、かつ下水道法の規定により指定したものをいう。

当市では、中央排水区（南町・福寿町地区他）、飯山排水区（上倉・奈良沢地区他）がある。

【4】農山漁村集落排水処理施設（農業集落排水施設）

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理するための施設で、計画処理人口が概ね1,000人未満のものをいう。

当市では、現在、農業集落排水施設として、木島上新田地区（H32 統合予定）・常盤第二地区（H34 統合予定）・羽広山地区・温井地区（H33 統合予定）・北瑞地区・瑞穂地区・照岡地区がある。

【5】地域し尿処理施設（コミュニティ・プラント）

市町村が設置するし尿処理施設の一種（し尿と生活雑排水を併せて処理）で計画処理人口が101人以上3万人未満のものをいう。

当市では、土地開発公社分譲地を中心に施設整備がされていたが現在は近接処理区へ統合されている。

【6】浄化槽（合併処理浄化槽）

し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽をいう。

当市では、市町村設置型として大川地区がある。

【7】下水の種類

下水の種類は、次のとおり分類することができる。

下水道法上の種類		発生形態による分類	下 水 の 分 類
下 水	汚 水	生活若しくは事業に起因	し尿を含んだ排水
			雑排水
			工場・事業場排水
			湧水
	雨水	自然現象に起因	降雨、雪解け水

下水とは、下水道法第2条において、「生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。」と規定しているが、発生形態により生活若しくは事業に起因するものと、自然現象に起因しているものに分けられる。

また、下水を性状等で区分すると、し尿を含んだ排水、雑排水、工場・事業場排水、湧水及び降雨等に分類することができる。

この下水における汚水については次のとおりとなる。

<汚水>

- ①水洗トイレからの排水
- ②台所、風呂場、洗面所、洗濯場からの排水
- ③屋外洗い場等からの排水（周囲から雨水の混入がないもの）
- ④冷却水
- ⑤ドレン排水
- ⑥地下構造物からの湧水
- ⑦工場、事業場の生産活動により生じた排水
- ⑧その他雨水以外の排水

上記汚水のうち、⑤のドレン排水については、添付資料①にあるよう、条件により、下水道以外に排水可能とした。

2. 下水道の施設

下水道は、下水を排除し、処理するための施設をいい、次のような施設で構成される。

- （1）管路施設（排水管、排水きょ、その他の排水施設）
- （2）処理場施設（管路施設に接続して下水を処理するために設けられた処理施設）
- （3）ポンプ場施設（管路施設や処理場施設を補完するために設けられたポンプ施設）

3. 下 水 の 処 理

終末処理場で処理される下水の処理方法には、さまざまな方法がある。

わが国においては、生物処理法を主体とした活性汚泥法、その変法、散水濾庄法が広く用いられており、中でも活性汚泥法が主流を占めている。活性汚泥法とは、ばっ気槽（エアレーションタンク）に流れこんだ下水を活性汚泥（微生物を含んだゼラチン状のかたまり）と混合し、6～8時間空気を吹き込むことにより微生物の活動に必要な酸素供給と下水と活性汚泥との混合、かくはんを行ない下水を処理する方法である。このばっ気槽内で下水中の有機物は、微生物により酸化分解され、浮遊性無機物とともに、活性汚泥に吸収され沈殿しやすいものとなる。この後、混合液は沈殿池に流れ込み2～3時間かけて沈殿させることによって清浄な上澄水（処理水）と活性汚泥を主体とする固形物（下水汚泥）とに分類される。一方、処理水はこの後に塩素などにより消毒され公共用水域に放流されることになる。分離された汚泥は、体積を減少させ、性状を安定させるため、濃縮、浄化、洗浄、脱水、焼却、などの処理が行われることになる。

種々の処理をされた汚泥は、緑地や農地への施す肥料あるいはセメント原料等として、有効利用が増えているが、最近では、エネルギー源として再利用する取組みが国からも進められている。

4. 排 水 設 備

排水設備は、下水道法第10条において「その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水きょ、その他の排水施設」と規定されており、公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者が設置しなければならないものである。

汚水を排除する排水設備の範囲については、水道の給水用具を受ける設備、すなわち給水栓を受ける衛生器具及び水洗トイレのタンクに接続している洗浄管からとし、衛生器具、トラップ、阻集器、排水槽及び除害施設を含む。

ディスポーザについては、家庭の台所や飲食店の厨房から発生する生ごみを破碎し、そのまま下水道に流せるため、悪臭や害虫の発生を防ぐ便利なものであるが、下水道に流入する汚濁負荷が増大することから、原則、設置してはならないが、当市では、制限を設け接続を認めている。（第3章：設計基準参照）

第 2 章 下水道排水設備の基本的事項

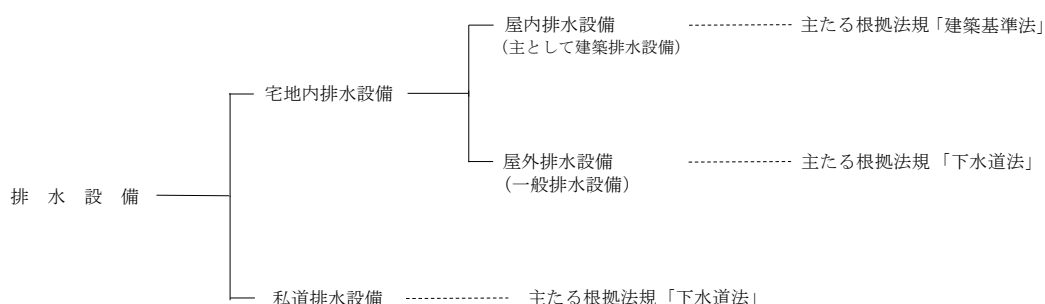
※本指針中において、農業集落排水区域内の宅内排水設備については、公共下水道の排水設備基準に準じるものとする。

1. 排水設備の定義と義務

【1】排水設備の種類

排水設備を大別すると宅地内排水設備と私道内排水設備に分けられ、宅地内排水設備は更に屋内排水設備と屋外排水設備に分けられる。屋内排水設備は主として建築排水設備に属し、私道排水設備と共に「下水道法」を主たる根拠法規としている。一方、私道内排水設備は道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に規定する道路又は、これに準ずる道路以外の道路で、外觀、形態、利用状況等から判断して社会通念上、一般交通の用に供しているものと認められるもの（特定の建築物又は特定の建設の敷地内道路は私道として扱わない。）に設置される排水設備をいう。（図 2－1）

図 2－1 排水設備



【2】排水設備の定義

排水設備は「公共下水道の供用が開始された排水区域内の土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設」（下水道法第 10 条 1 項）と定義されている。すなわち、私人、法人が宅地、事業所、工場、官公庁等において、私費をもって公共下水道を利用するために設置する排水管その他の排水設備を指すものである。

また、排水設備は下水道の目的効用を完全にはたすためのものである反面、下水道管渠、終末処理場等の公共施設、すなわち公共下水道と不可分の関係にあることから、私人に対してその設置、維持管理の義務を負わせ、構造の技術上の基準、その他の規定を設け、監督処分、罰則等の法的規制を行っている。

【3】排水設備に関する法規

公共下水道が如何に整備されても、各家庭ないし、工場等の下水がその公共下水道に流入されず依然として地表に停滞し、又は在来の溝渠を流れていたのでは、土地の浸水の防止及び、清潔の保持は全く不可能なことであり、都市の健全な発達や公衆衛生の向上に寄与するという目的は達せられず、公共用水域の水質保全を図ることもできない。

このような観点から、下水道法では、公共下水道の「利用の強制」を課している。

【関係法規】

- ・ 下水道法（昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号）
- ・ 下水道法施行令（昭和 34 年 4 月 22 日政令 147 号）
- ・ 下水道法施行規則（昭和 42 年 12 月 19 日建設省令第 37 号）
- ・ 飯山市下水道条例（平成 2 年飯山市条例第 21 号）
- ・ 飯山市下水道条例施行規則（平成 2 年飯山市規則第 24 号）
- ・ 飯山市下水道指定工事店に関する規則（平成 8 年飯山市規則第 22 号）
- ・ 飯山市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例（平成元年飯山市条例第 10 号）
- ・ 飯山市農業集落排水施設の設置及び管理に関する規則（平成元年飯山市規則第 4 号）

【4】供用開始と排水設備の設置義務

（1）供用開始の公示等（下水道法第 9 条）

公共下水道の建設工事が終わって、それが使用できるようになると、公共下水道管理者は、公共下水道の供用を開始すべき年月日、下水を排除すべき区域等を公示する。

（2）排水設備の設置義務（下水道法第 10 条）

ア 公共下水道の供用が開始された場合においては排水区域内の建築物の所有者（公共施設用地にあつては公共施設管理者）は、遅滞なくその土地の下水を公共下水道に導入させるために必要な排水設備を設置しなければならない。

イ 前項の規定により設置された排水設備の改築、修繕はこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、その土地の占有者又は、管理者が行うものとする。

（3）排水に関する受忍義務（下水道法第 11 条）

排水設備は、公共下水道の共用が開始された場合、法第 10 条により設置しなければならないが、土地の状況により、他人の排水設備を使用しなければ、当該土地の下水を公共下水道に排除することが困難な場合が少なくない。

このような場合は、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の排水設備を使用することができるが、その場合は次のような条件がある。

ア 設置場所の選定

他人の土地又は他人の排水設備を使用する者は、最も損害の少ない場所又は個所及び方法を選ばなければならない。

イ 損失補填

他人の土地を使用する場合は、あらかじめ土地の占有者に告げなければならない。他人の土地を使用することにより損失を与えた場合は、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

ウ 費用負担

他人の排水設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じてその設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。

(4) 水洗トイレへの改造義務等（下水道法第 11 条の 3）

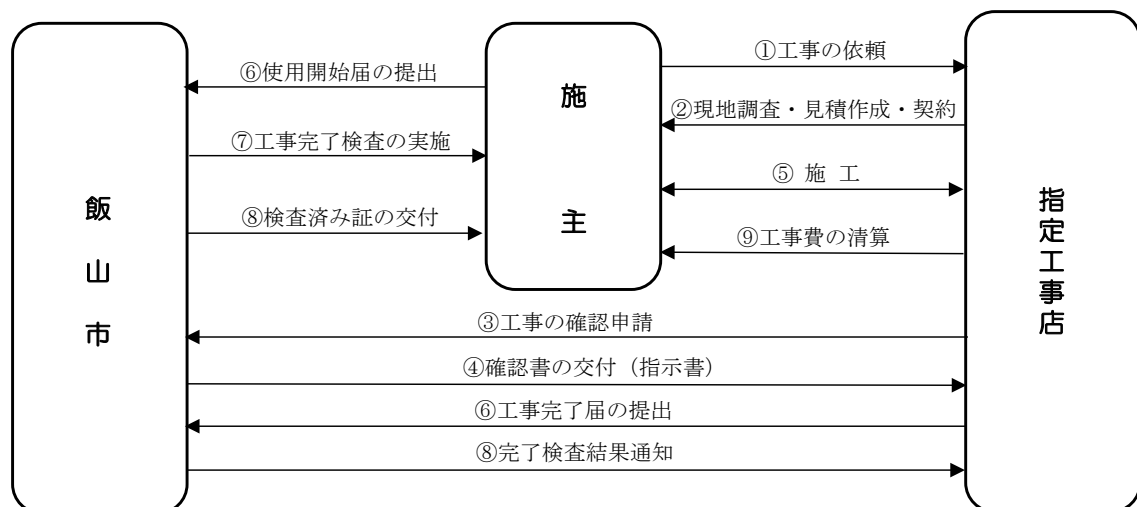
処理区域内において、くみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、公示された処理開始の日から 3 年以内にそのくみ取り便所を水洗トイレに改造しなければならないことが義務づけられている。また市条例では「雑排水については 1 年以内に排水設備を設置しなければならない。」と定められている。

又、建築基準法第 31 条において、処理区域内で建築物を新增改築する者は、水洗トイレ以外のトイレとしてはならないと規定されている。

2. 水 設 備 の 工 事 手 順

【1】排水設備の工事の手続順序

排水設備の工事を実施する場合の手続順序を図示すると次のようになります。



【2】排水設備の工事施工者

- (1) 排水設備の新設等の工事及び処理区域内における、くみ取り便所の水洗トイレへの改造工事は、市下水道条例第 11 条第 1 項により、市長が指定する「飯山市下水道排水設備指定工事店」でなければ行うことができないことになっている。
また、排水設備の施工を確実なものとするため、排水設備工事について、長野県下水道公社による責任技術者試験制度を利用し、指定工事店を指定するにあたってはこの試験に合格し、市の登録台帳に登録された責任技術者を専属させることを指定の最大の要件の一つとし、その責任技術者に工事の設計及び施工監理を行わせることになっている。
- (2) 指定工事店は独自に下水道工事業を営む者であり、下水道事業の運営と密接に関連する排水設備工事について、市から適正施工能力を認められ、指定を受けた者であるので下水道条例その他関係規定等、市の事務取扱いを熟知し、円滑な事務処理のもとに、的確な工事を行うことはもちろん、商慣習その他社会条理に沿って健全な営業を行ない、指定工事店に対する住民の信頼を裏切ることのないように心がけることが必要である。

【3】工事の受注

- (1) 指定工事店は工事の申込みを受けたとき、施主の要求内容を正確に把握し、施主を満足させ、かつ適正な工事を行うよう配慮するとともに次の事項を確認することが必要である。
 - ア 市の施工承諾を得ることができる工事であること。
 - イ 他人の土地又は他人の家屋に排水設備を設置するときは、その土地家屋の所有者の承諾が得られていること。
 - ウ 利害関係人の承諾が得られていること。

(注 1) 利害関係人の承諾を得ることの意義

排水設備工事に限らず、家屋建築工事等の工事を行う場合は、あらかじめその工事に関し利害を有すると思われる者（土地、家屋の用益権者、近隣者など）の承諾を得たのちに工事を行うことが社会通念上の一般常識であるので、施主が不用意にこれら関係者の承諾を得ずして工事の発注を行ない、関係者の権利を侵害することのないよう配慮するものである。また、請負人としての立場においても関係者の承諾が得られていることは、工事を円滑に実施するために必要な措置であるといえる。

- (2) 契約内容は、契約自由の原則に基づき当事者間の自由意志に基づいて決定されるものではあるが、安全確実で経済的かつ適切な工事の提供ということを十分に認識して契約を締結しなければならない
また、市において排水設備工事の施工者を指定工事店に限定しており施主が施工者を選定

する範囲が狭められているので、指定工事店は極端な客のより好みなどして施主の工事見込みに不便をかけることのないよう配慮しなければならない。

【４】見積り（②：現地調査・見積・契約）

指定工事店は、施主との応接により請け負おうとする工事の概要が定まったならば、当該工事に要する費用を見積り、施主にこれを提示し契約締結について話し合いを進めることとなる。

下水道工事のように工事費の中に労力費（人件費）に占める割合が多い、いわゆる手間仕事と呼ばれるものは工事についての紛争が起きやすいので工事受注に当たっては、見積額の提示をし、工事内容を説明し、後日の紛争防止を図ることが必要である。

なお、改造、増設工事などの既存設備がある場合は、事前調査を十分にし、阻集器などの付属する設備の不可等について明確にし、見積へ反映させるものとする。

【５】工事の契約（②：現地調査・見積・契約）

工事の申込にあたり、施主との口頭契約は、契約内容の確認が不十分となりやすく、紛争発生のおそれが非常に大きいので工事を請負うにあたっては、書面により下記の事項を確認することが望ましい。

（１）工事の概要

- ア 設置場所
- イ 排水設備設置義務者の氏名及び住所
- ウ 使用者の氏名及び住所
- エ 使用水の種類及び上下水道使用の場合は使用者番号
- オ 工事の内容
- カ 使用区分
- キ 使用人員（昼・夜）
- ク 便器の型式、品番、色及び給水装置の区分

（２）工期

（３）工事費

（４）工事費の支払時期

（５）保証期間

（６）その他

【6】 工事申請（③：工事の確認申請 ④：確認書の交付）

- (1) 工事の適正を確保するため、工事着手前に当該工事の計画確認申請書等によって設置しようとする排水設備の構造、使用材料、施工方法が市の施工基準に適合していることを確認するために行うものである。
- (2) 計画確認申請書等の提出は、工事着手の 10 日前までとする。提出書類は次のとおりとし提出部数は、申請書 2 部、添付書類 2 部とする。（内 1 部は計画確認書に添付して施主へ返送する。）

ア 排水設備新設等計画確認申請書（※確認を複写方式とする。）（様式 2－1）

イ 工事費内訳書（様式 2－3）

ウ 位置図（住宅地図等）

エ 平面図（様式 2－4）

オ 縦断面図

カ 立面図（様式 2－4）

キ その他資料

- (3) 市では、提出された書類の記載内容及び設計内容に不備があるもの、あるいは設計内容に支障があると認められる場合、その訂正又は改善方法について指示するので、設計をした責任技術者はこの指示に従い、必要箇所の修正を行わなければならない。
- (4) 市では、適正に申請関係図書が作成されている場合は、計画確認書を交付する。

【7】 工事着手（⑤：施工）

確認（指示書による回答あり）がされると排水設備工事の着手となるが、工事を円滑に進めるうえで、施主その他関係者の協力が必要である。

次の事項などを十分に承知し、施工すること。

- ①施主の日常生活に与える問題点、障害に対する対策について詳細に打ち合せておくこと。
- ②施工場所の条件、状況によって、工期、施工方法等も多少異なる事があるが基本的には施工者の良識をもって、設計書に基づき良心的な施工をすること。
- ③隣地境界付近の工事が多いが、境界をおかす事の無いよう注意し、隣家に工期や工法等を事前に連絡すること。

【8】 工事完了検査（⑥：工事完了届の提出 ⑦：工事完了検査の実施）

- (1) 工事完了後、下水道条例の規定に基づきその工事が完了した日から 5 日以内に市長にその旨を届け出て検査を受けなければならない。届出は、計画確認書（指示書）を反映

させた、排水設備工事完了届・位置図・完成図（様式2-2～2-4）を作成し提出しなければならない。

- (2) 市は、提出された完成図に基づき設計図との相違箇所重点をおき、設計審査と同様な審査を行ない完成した排水設備の適否を決めなければならない。
- (3) 現場検査は、完成図をもとに市の排水設備施工基準に適合しているか否かを確認し万一不良箇所があり手直し工事の指示を受けた時は指定された期日までに指定工事店の責任をもって、手直ししなければならない。手直し後再び検査する。
- (4) 現場検査は排水設備がすべて完成した後に受けることが原則であるが、事前に検査する必要があると認められるときは工事の中間現場検査を行うことができる。
- (5) 現場検査及び中間現場検査の立会いは、当該工事の施工責任者である責任技術者が立ち会わなければならない。
- (6) 市が現場検査を行うとき所有者等の同意がなければ、他人の土地、家屋等に立ち入ることができないこととされている。
このため、指定工事店はあらかじめ施主にこの旨説明しておくこととする。
また、検査不合格となった場合など、市は工事申込者と協議する事項もあるので、施主が立ち会うことが望ましい。
- (7) 工事の一部が完了（使用開始）し、残りの部分の完成が先の場合は、完了部分の完了平面図及び使用開始届を提出しなければならない。

【9】検査済証交付（⑧：完了検査結果通知）

市では、完了検査により工事が設計書どおり実施されていることが確認できたときは、施主に対し排水設備工事が完了したことを証明する検査済証を交付し、玄関等に掲示するものとする。

【10】その他必要な事項

排水設備工事を施工する際の手続き順序における必要な事項については、以上詳細に説明してきたが、このほかに指定工事店として排水設備工事の施工にともない注意しなければならないことには、次のようなことがある。

(1) 工事手続きの代行

排水設備の工事手続きについては、手続きを統一するため特殊な場合を除き総て指定工事店が代行して書類を作成し、市へ書類などを提出するなどの手続きをとることとする。

(2) 安全管理等

工事の際は安全管理に必要な措置を講じ、工事関係者および第三者に災害を及ぼさないよう、事故の発生防止に努める。

(3) 下水道メーターの設置について

一度に大量の排水がある事業場以外は原則として設置しないこととしているが、設置を検討する場合は上下水道課と協議し、設置にあたっては、必要となる手続きを行い実施すること。

3. 公共ますの設置申請について

【1】置申請の事務手続

建物の新築等に伴い公共ますの設置が必要な場合は、公共ます設置申請書を提出しなければならない。

(1) 取付管の設置申請（市施工と自営工事）

公共ます設置申請書（様式2-5・2-6）に定められた添付書類（位置図・平面図・縦断面図・その他必要な図面）を添付し、公共下水道管理者である市長に申請する。ただし、申請者は排水設備の設置義務者であること。

(2) 設置の決定

申請を受けた市長はその設置が妥当であるか否かについて審査し、支障がないと認められたときは、公共ます設置の決定を申請者に通知する。

(3) 設置の基準

次の号に該当する取付管の設置（公共ます含む）については、市の費用負担により設置するものとする。

ア 事業認可区域内（排水処理区域内）に位置し、1宅地に1箇所設置する公共ます

イ 市長が特に必要と認め設置する取付管

ウ 前規定に該当しないものについては申請者がその設置費用を負担するものとし、施工者に直接支払うものとする。

(4) 設置箇所の決定

決定の後、公共ます設置業者と立会い、設置位置の決定をする。

(5) 公共ます移動費用の負担

申請者の意向（対象建築物の増改築等）により、既設公共ますの移動や改修が必要となった場合は、移設・改修費用は申請者の負担とする。

(6) 設置完了

自営工事においては、設置工事が終了した場合、公共ます設置完了届（様式2－7）に定められた添付書類を添付し届出する。

第 3 章 設 計 基 準

1. 設計の基本計画

排水設備の計画設計にあたっては、関係法令、条例、規則及び下水道各種指針等を遵守し、排水設備が、その機能を完全に発揮できるようにしなければならない。なお、本指針に明記しない事項については「下水道排水設備指針と解説（公益社団法人 日本下水道協会発行）」を参照すること。

- (1) 工事の設計（以下「設計」という。）は排水設備の設置及び構造を明確に表示するものでなければならない。
- (2) 設計は排水設備が経済的かつ堅固で、耐久力を有する構造であり、維持管理が容易に出来るようでなければならない。
- (3) 設計は、汚水と雨水を分流して排除する構造としなければならない。
- (4) 設計は、公共下水道施設の機能を妨げ、その施設を損傷することがないように必要な考慮がなされなければならない。

2. 調 査

設計に先立ち、次の事項について、事前調査をしなければならない。

- (1) 工事申請者、使用者、上水道使用の場合は、使用者番号、共同使用者等、又は他人の権利に関わる同意の確認
- (2) 処理区域及び供用開始区域の確認
- (3) 接続する取付管及び地下埋設物等の位置、深さ、大きさ又は支障の有無
- (4) 既設排水設備の状態及び撤去、又は継続使用についての適否
- (5) 雨水排除の現況
- (6) 公道、私道、隣接等立地条件、用地境界、排水状況等の確認
- (7) 排水水質による阻集器の必要の有無
- (8) 排水人口、営業内容等、排水規模の確認
- (9) 将来計画の確認

3. 公共ますの調査

公共ますの有無、位置（深さ）、種別を下水道台帳及び現場調査によって確認する。なお、公共ますがない場合には、新設の手続をすることになるので、その方法も確認しておく必要がある。（第2章 3 公共ますの設置申請について）

4. 測 量

現場測量は必要に応じて各種測量機器を用いて正確な距離高低差を測るものとする。

5. 設計上の諸注意

排水設備の設計に際しては、工事費が低廉になるよう努めることはもちろん、次の事項について特に注意しなければならない。

- (1) 排水管は最短距離で配管すること。ただし、床下等の便宜的な縦横断は避ける、又、やむを得ず床下配管とする場合は、維持管理が容易にできるような管理口（掃除口）を設けること。
- (2) トラップの付いていない既存の衛生器具がある場合は、異臭等が室内に侵入するおそれがあるので、改造にあたっては、トラップを設けること。ただし、浴槽と風呂場の床排水が一本の排水横主管で屋外に出ている場合に、トラップます等、二重トラップにならないように設けなければならない。
- (3) 屋外の足洗い場（散水栓等の水受け容器）の下水で、雨水と同程度以上に清浄であるものは、雨水として扱う。
- (4) 冷却水、水泳プールの水、池の水等雨水と同程度以上に清浄であるものは雨水として扱う。
- (5) 屋外に設けられる洗濯場、流し場等の下水は、汚水として扱う。ただし、雨水が流入しないような措置をしなければならない。
- (6) 洗濯場の排水は汚水として扱う。
- (7) 生活排水となる給湯器の「排水ドレン」については、汚水として扱う。
- (8) ガソリンスタンドの屋根に降った雨水は、地表に降った雨水とは別の系統で排除する。

6. 排水設備の計画

排水管及び付属設備の位置決定には、次の点に留意しなければならない。

- (1) 施工が容易で、かつ、維持管理が容易であること。
- (2) 地形、建物の構造等を考慮し、決定しなければならない。ただし床下等への配管は、やむを得ない場合を除き、計画しないものとする。
- (3) 地形状、その他やむを得ない場合を除き、管の防護、凍結予防等のため露出配管は避けるものとする。
- (4) 当該地での特有である宅地内にある“たね”槽内への配管は、雨水等の侵入するおそれがあるため、原則、禁止とする。

7. 排水設備新設等計画確認申請

申請は次の各号により作成しなければならない。

- (1) 排水設備新設等計画確認申請書（下水道条例施行規則様式第3号の1）
- (2) 位置図 縮尺 2500 分の1の都市計画書図又は、住宅地図を用いて申請位置を赤色にして明示すること。
- (3) 平面図 200 分の1程度の縮尺とし、次の事項を表示すること。
 - ア 申請地の境界、方位及び縮尺。ただし申請地内に設置者を異にする敷地があるときは、その相互の境界。
 - イ 申請地の建物、宅内間取り、既設の排水設備ならびに雨水排水、その他の構造物。
 - ウ 申請地に隣接する道路、通路、側溝等
 - エ 取付管、排水管、及び付属装置の位置及び大きさならびに区分
 - オ 排水管及び雨水排水設備の既設管は破線とし、新設改造部分は実線で記入すること。
 - カ 水道メーターの位置及び下水道メーターの位置
 - キ 高層建築物（3階以上）の1階の平面図は、屋内、屋外の排水設備を含めて作成し、2階以上は、配管計画が異なるごとにその代表的な平面図を作成する。
 - ク 集合住宅（アパート、市、県営住宅等）の場合は、全体の平面図に、屋外排水設備、各棟ごとの平面図に屋内排水設備及びその棟に関する屋外排水設備を作図する。
 - ケ 建物から排水設備までの距離（離隔）を明記する。
 - コ その他、施工上必要な事項
- (4) 縦断面図 縮尺は横は平面図に準じ、縦は 50 分の1程度とし、次の事項によるものとする。
 - ア 側点、区間距離、追加距離、管底高、土被り、地盤高、排水管の管種、管径、勾配及び汚水ます、掃除口の深さ、内径を表示すること。
 - イ 附近の任意の不動点を基準とした地盤高及び管底高を記入し、距離はます等の中心間距離を記入すること。
- (5) 縮尺は適宜とし、配管系統、排水管の管種、管径、勾配距離、ます類等の種類、深さ、継手等の略号、その他の設備及び測点を表示した透視図とする。ただし、建築設計の給排水設備図又は、衛生設備設計図がある場合は省略することができる。
- (6) 配管立面図は2階以上の建物等にあたっては、器具の配置、排水管等の配管状態を表示すること。

8. 設計図面の表示記号及び記載方法

設計図面は表3-2～3-4の巻末記入例の記載方法により作図しなければならない。

表3-2 設計図の記号の例

名 称	記 号	備 考	名 称	記 号	備 考
大 便 器		トラップ付	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管	VP	一般管
小 便 器		トラップ付		VU	薄肉管
浴 場			硬 質 塩 化 ビ ニ ル 卵 形 管	EVP	
流 し 類			鉛 管	LP	
洗 濯 機		床排水、浴場に 排水してあるも のは除く	浄 化 槽		現場の形状に合 わせた大きさ、 形
手洗器、洗面器					丸 ます
床 排 水 口			底 部 有 孔 ます		角 ます
ト ラ ッ プ			公 共 汚 水 ます		
掃 除 口			公 共 雨 水 ます		
露 出 掃 除 口			側 溝 (道 路)		
阻 集 器			ト ラ ッ プ ます		丸 ます
排 水 管					角 ます
通 気 管			雨 ど い		
立 管			境 界 線		黒又は青
排 水 溝 (宅地内)			建 物 外 壁		同上
汚 水 ます		丸 ます 角 ます	建 物 間 仕 切 り		同上
ドロップます (汚水)		丸 ます 角 ます	新設管(合流管 又は汚水管)		赤 色
分 離 ます			雨 水 管		緑 色
雨 水 ます		丸 ます 角 ます	撤 去 管		黒 色
ドロップます (雨水)		丸 ます 角 ます	既設又は在来管		赤…合流管又は 汚水管 緑…雨水管
陶 管	TP		銅 管	GP	
陶 製 卵 形 管	ETP		鋳 鉄 管	CIP	
鉄 筋 コンクリート管	CP		耐 火 二 層 管	FDP	
			強化プラスチック 複 合 管	FRPM	

注 既設のます等は破線で表示する。

表 3-3 小口径ます略号

ます種類	略号	形状(例)	備考
ストレートます	ST		
45° 曲 ます	45L		
90° 曲 ます	90L		
45° 合 流 ます	45Y		
90° 合 流 ます	90Y		
45° 合 流 段 差 ます	45YS		
45° 曲ます90° 合流ます	45LY		
左右合流段差付ます	TS		
左右45° 合流段差付ます	WRS		
ドロップます	DR		
トラップ付ます (本管径×枝管径)	UT(100×75)		
トラップ2本付ます (本管径×枝管径)	UTW(100×75)		
45° 90° 2本合流段差付ます	YWS		
90° 2本合流段差付ます	90YWS		

表 3-4 管種略号

管 種	略 号	管 種	略 号
硬質塩化ビニル管 一般管	V P	遠心力鉄筋コンクリート管	H P
硬質塩化ビニル管 薄肉管	V U	鋳 鉄 管	C I P
陶 管	T P	鋼 管	G P
鉄筋コンクリート管	C P	強化プラスチック複合管	F R P
鉛 管	L P		

9. 排水設備の材料規格

(1) 排水のための使用材料、設備機器及び器具等は、原則として次の規格及び公的機関が認定したものを使用するものとする。

ア 日本工業規格 (JIS)、日本農林規格 (JAS)、日本水道協会規格 (JWWA)、日本下水道協会規格 (JSWAS)、空気調和・衛生工学会規格 (SHASE - S)

イ その他市長が認めたもの。

(2) ビニル管による排水管及び継手は次の規格によらなければならない。

ア 排水管は、日本工業規格 (JISK6741) による工業用パイプの薄肉管 (VU) 及び一般管 (VP) 並びに日本下水道協会規格 (JSWAS K-1) 下水道用硬質塩化ビニル管とする。

イ 継手は、日本工業規格 (JISK6739) 排水用硬質塩化ビニル継手 (DV 継手) 及び日本下水道協会規格 (JSWAS K-1) に合格したもので、射出成型により作成されたものとする。ただし、特殊継手及び市長が適当であると認める継手については、この限りでない。また、成型品といえども市長が不適当と認めるものは、仕様を制限し、又は、禁止することがある。

ウ まずは、日本下水道協会規格 (JSWAS K-7) に合格したものとする。ただし、市長が適当であると認めるますについては、この限りでない。

10. 排水設備の材料及び構造

管渠及びその他の付属装置の材料は耐水、耐酸及び耐アルカリのものを使用し、構造は不透耐久のものとしなければならない。また、成型品を使用する場合において市長が不適当と認めたものは、使用を制限し、又は禁止することがある。

11. 排水管、継手の使用区分及び勾配等

排水管、継手の使用区分及び勾配等は、次のようにしなければならない。

- (1) 屋外排水管は、原則として下水道硬質塩化ビニル管を使用すること。
- (2) 屋内排水管は、配管場所の状況や排水の量や水質によって、铸铁管、鋼管等の金属管やプラスチック管などの非金属管又は複合管及び硬質塩化ビニル管（VU）を使用する。
- (3) 宅地内においても荷重、衝撃、温度の変化などにより管の変形、又は破損のおそれがある箇所及び露出して配管される箇所は、一般管（VP）等を使用する。
- (4) 排水管の口径及び勾配は、飯山市下水道条例第8条第3号の規定による。（表3-6）
なお、一般的に使用される塩化ビニル管の流量、流速を表3-7に記す。
- (5) 器具排水管の管径は、衛生器具のトラップの口径（表3-5参照）以上で、かつ30mm以上とする。
- (6) 器具排水管からの汚水を受け、屋外排水管に合流するまでの排水管の管径及び勾配は、表3-6によるものとする。
- (7) 屋外排水管の土かぶりは20センチメートル以上とする。
- (8) 上記基準に満たない場合は市と協議のこと。

表3-5 衛生器具のトラップの口径

器 具	トラップの最小口径 (mm)	器 具	トラップの最小口径 (mm)
大便器	75	浴槽（洋風）	40
小便器（小型）	40	ビデ	30
小便器（大型）	50	調理流し※	40
洗面器	30	掃除流し	65
手洗い器	25	洗濯流し	40
手術用手洗い	30	連合流し	40
洗髪器	30	汚物流し	75～100
水飲み器	30	実験流し	40
浴槽（和風）※	30		

表3-6 (1/2) 屋内排水管の管径及び勾配

種 別	管 径	勾 配
手 洗 器 ・ 洗 面 器	50mm以上	30‰以上
流 し 類 ・ 浴 槽	75mm以上	20‰以上
洗 濯 機	75mm以上	20‰以上
大 便 器	100mm以上	20‰以上
小 便 器	50mm以上	30‰以上

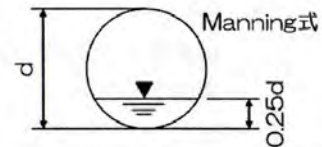
（飯山市下水道条例第8条第3号ただし書き、施行規則第6条による）

表 3-6 (2/2) 屋外排水管の管径及び勾配

排水人口 (人)	排水管の内径 (mm)	勾 配
150未満	50mm以上	30‰以上
150以上 300未満	75mm以上	20‰以上
300以上 500未満	75mm以上	20‰以上
500以上	100mm以上	20‰以上

表 3-7 塩化ビニル管の流量・流速表

※太枠は適切な流速 (0.6~1.5m/s) の範囲を示す。



こう配 (%)	管 径 (mm)											
	50		65		75		100		125		150	
	流速 m/秒	流量 m³/秒	流速 m/秒	流量 m³/秒	流速 m/秒	流量 m³/秒	流速 m/秒	流量 m³/秒	流速 m/秒	流量 m³/秒	流速 m/秒	流量 m³/秒
0.1	0.129	—	0.151	0.0001	0.167	0.0001	0.198	0.0003	0.226	0.0005	0.252	0.0009
0.2	0.182	—	0.213	0.0001	0.236	0.0002	0.279	0.0004	0.320	0.0008	0.357	0.0012
0.3	0.222	—	0.261	0.0001	0.289	0.0003	0.343	0.0005	0.392	0.0010	0.437	0.0015
0.4	0.257	0.0001	0.301	0.0002	0.334	0.0003	0.396	0.0006	0.453	0.0011	0.492	0.0018
0.5	0.288	0.0001	0.337	0.0002	0.373	0.0003	0.443	0.0007	0.506	0.0013	0.564	0.0020
0.6	0.315	0.0001	0.369	0.0002	0.409	0.0004	0.485	0.0008	0.555	0.0014	0.618	0.0022
0.7	0.340	0.0001	0.399	0.0003	0.442	0.0004	0.523	0.0009	0.600	0.0015	0.668	0.0024
0.8	0.346	0.0001	0.426	0.0003	0.472	0.0004	0.560	0.0009	0.641	0.0016	0.714	0.0025
0.9	0.386	0.0001	0.452	0.0003	0.501	0.0005	0.593	0.0010	0.679	0.0017	0.757	0.0027
1.0	0.407	0.0001	0.476	0.0003	0.528	0.0005	0.626	0.0010	0.717	0.0018	0.798	0.0029
1.2	0.446	0.0002	0.522	0.0003	0.579	0.0006	0.686	0.0011	0.785	0.0020	0.874	0.0031
1.5	0.498	0.0002	0.584	0.0004	0.647	0.0006	0.766	0.0013	0.877	0.0023	0.977	0.0035
2.0	0.575	0.0002	0.674	0.0005	0.747	0.0007	0.885	0.0015	1.013	0.0026	1.129	0.0041
2.5	0.643	0.0003	0.754	0.0005	0.835	0.0008	0.989	0.0017	1.133	0.0029	1.262	0.0045
3.0	0.705	0.0003	0.825	0.0006	0.915	0.0009	1.084	0.0019	1.241	0.0032	1.382	0.0050
3.5	0.761	0.0003	0.892	0.0006	0.988	0.0010	1.171	0.0020	1.340	0.0035	1.493	0.0054
4.0	0.813	0.0003	0.953	0.0007	1.056	0.0011	1.252	0.0021	1.433	0.0037	1.596	0.0058
4.5	0.863	0.0004	1.011	0.0007	1.121	0.0011	1.327	0.0023	1.519	0.0040	1.692	0.0061
5.0	0.910	0.0004	1.065	0.0008	1.181	0.0012	1.400	0.0024	1.602	0.0042	1.784	0.0064
6.0	0.996	0.0004	1.167	0.0008	1.294	0.0013	1.533	0.0026	1.755	0.0046	1.954	0.0071
7.0	1.076	0.0005	1.261	0.0009	1.397	0.0014	1.655	0.0029	1.896	0.0049	2.111	0.0076
8.0	1.151	0.0005	1.348	0.0010	1.494	0.0015	1.770	0.0031	2.026	0.0053	2.256	0.0082
9.0	1.220	0.0005	1.430	0.0010	1.585	0.0016	1.877	0.0032	2.149	0.0056	2.393	0.0087
10.0	1.305	0.0006	1.507	0.0011	1.671	0.0017	1.979	0.0034	2.265	0.0059	2.523	0.0091
15.0	1.575	0.0007	1.846	0.0014	2.045	0.0021	2.424	0.0042	2.775	0.0073	3.090	0.0112

※太枠は適切な流速 (0.6~1.5m/s) の範囲を示す。

12. 汚 水 ます

流入管を取りまとめて円滑に下流管に誘導する役目（接合及び会合）と、排水管等の点検及び清掃を目的とした構造物である。侵入水、漏水防止、点検・維持管理の容易性、省スペース、凍上防止等を考慮し、次により市が使用承認した小口径ますを使用するものとする。又、小口径ます以外でも市長が適当と認めたものにあつては、この限りではない。

- (1) ますの材質は、鉄筋コンクリート、プラスチック等とする。
- (2) 蓋の材質は、プラスチック製で「おすい」又は「汚水」と表示のある白色系のもので臭い、ガス、侵入水を防ぐため密閉式とする。
- (3) ますの口径は、原則として排水管＋50 mmとする。なお、ますの深さや排水管の管径等に応じて清掃等の維持管理に支障のない大きさとすることが望ましい（表 3－8）

表 3－8 ますの深さと口径

種類	ますの深さ	内径
塩化ビニル製小口径ます	30 cm以上 80 cm未満	15 cm
	80 cm以上 120 cm未満	20 cm
	120 cm以上 200 cm未満	30 cm
コンクリート製ます	80 cm以上 120 cm未満	30 cm以上

(4) 設置箇所

- ア 排水管の起点、終点、会合点、屈曲点その他維持管理上必要な箇所に設ける。
- イ 排水管の管径、管種及び勾配の変化する箇所。
- ウ 排水管の延長が長い場合、その径の 120 倍を超えない範囲内において、排水管の維持管理上適切な箇所。
- エ 新設管と既設管との接続箇所で、維持管理に支障をきたすおそれのある箇所。
- オ トイレ排水の合流点は汚水が上流へ逆流することを防止するため、45° 合流段付ます（45YS）を設置する。
- カ 主流管と枝管との合流点は汚水の上流へ逆流することを防止するため、段差付ます（90YS 等）を設置する。
- キ 排水管路に落差を設ける必要がある箇所。

(5) 曲管の使用

- ア トイレ排水の起点には、ストレート（ST）又は 45° 曲り（45L）を使用する。
- イ 管径 100 mm 以上となる排水管とトイレ排水との合流点には 45YS 柵を設置することとなるため、その上流に 45° 曲管を使用する。
- ウ 排水が必要となる建物から 3 m 以上離れがある場合には、点検ます等を設ける。

(市下水道条例上、排除すべき排水管の設置規定が設けられる最低距離を引用)

13. まず、掃除口の保護

車の出入口等、荷重のかかる箇所には、保護蓋を次のように使用すること。

- (1) 車両等の荷重がかかる箇所には、簡易な保護鉄蓋を使用するものとする。
- (2) トラック等の重車両が出入りする通路、駐車場には保護蓋を使用するものとする。

14. 水洗トイレ施設

水洗トイレの設計は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 大便器の洗浄装置は、排水設備内に汚物が停滞しないようにし、水を一時に連続して流出する構造としなければならない。
- (2) 大便器にフラッシュバルブを使用する場合は、逆流防止措置を設備するものとし、給水圧力及び給水管径は、それぞれ 0.7 kg/cm^2 (6.9 N/cm^2)、25 mm以上とすること。
- (3) 小便器には、適当な洗浄装置を設置すること。
- (4) タンク、トラップ、洗浄管及び給水管には、必要に応じ凍結しないよう適当な防寒装置をすること。
- (5) 大便器のトラップ内径は、75 mm以上とし、大便器排水管の内径は、100 mm以上のものを使用すること。

15. 阻 集 器

下水道に混入するグリース、可燃性溶剤、土砂等の有害物質を排水する場合には、次のように阻集器を設置しなければならない。

なお、阻集器の選定においては、各種規格に従って選定し、設置にあたっては、次の事項に留意すること。（設置等にあたっては、選定理由や容量計算書の提出が必要となる。）

- （１）容易に維持管理ができ、有害物質を排水する器具または装置のできるだけ近くへ設ける。
- （２）阻集器は、汚水から油脂、ガソリン、土砂等有害物質を有効に分離できる構造とし、分離を必要としない汚水を混入させないものとする。
- （３）容易に保守、点検ができる構造とし、材質はステンレス又は樹脂等の不透水性、耐食性のものとする。
- （４）阻集器に密閉蓋を使用する場合は、適切な通気がとれる構造とする。
- （５）阻集器は、原則として 5 cm 以上の封水深のあるトラップ機能を有するものとするが、これに器具トラップを接続すると、二重トラップとなるので注意すること。なお、トラップのない阻集器を用いる場合は、その直下流にトラップを設ける。
- （６）阻集器は次のような構造にしなければならない。

ア グリース阻集器（図 3－4）

営業用調理場等からの汚水中に含まれる油脂類を冷却、凝固させて除去し、排水管を詰まらせるのを防止するもので、器内には隔板を組合せて設け油脂の分離効果を高めるようにする。なお、選定にあたっては、空気調和・衛生工学会規格（SHASE - S 217）によること。

イ オイル阻集器（図 3－5）

給油場等ガソリン、油脂の流出する箇所に設けガソリンや油脂類を阻集器の水面に浮かべ除去し、それらが排水管中に流入して悪臭や爆発事故の発生を防止する。オイル阻集器の通気管は独立して設ける。なお、選定にあたっては、空気調和・衛生工学会規格（SHASE - S 221）によること。

ウ サンド阻集器（図 3－6）

石材加工業等からの下水中に含まれる泥、砂などを阻集器の中で沈殿させ、泥、砂などが排水管中に流入して管を詰まらせるのを防止する。なお、サンド阻集器底部の泥だめの深さは、15 cm とする。

エ ヘア阻集器（図 3－7）

理髪店、美容院の洗髪器に取付け、毛髪が排水中に流入するのを阻止する。プールや公衆浴場には大型のヘア阻集器を設ける。

オ ランドリー阻集器（図３－８）

営業用洗濯場等の汚水に含まれる糸くず、布くず、ボタン等を分離するもので取外し可能なバスケット形スクリーンを設ける。

カ プラスタ阻集器（図３－９）

外科ギプス室や歯科技工室等からの汚水中に含まれるプラスタ等の不溶性物質を分離する。

（７）次のように阻集器の維持管理をしなければならない。

ア 阻集器に蓄積したグリース、可燃性廃液などの浮遊物、土砂、その他沈殿物は定期的（通常１週間毎）に除去しなければならない。

イ 阻集器から除去したごみ、汚泥、廃油等の処分は廃棄物の処理および清掃に関する法律等によらなければならない。ただし、再利用する場合にはこの限りでない。

【阻集器の設置対象業種】

阻集器の種類	設置対象業種	阻集器の種類	設置対象業種
グリース 阻集器	旅館	オイル 阻集器	石油類販売業
	簡易宿舎		自動車機械類修理業
	下宿	サンド 阻集器	洗車場
	料理店		石材加工業
	食堂（レストラン含む）		美術、工芸店
	酒場		土木、建築工事事務所
	バー（キャバレー含む）	ヘア 阻集器	理髪店
	寿司屋		美容院
	そば屋		公衆浴場
	仕出屋（弁当含む）	ランドリー 阻集器	水泳プール
グリース 阻集器	そうざい屋（弁当含む）		クリーニング業
	露店	プラスタ 阻集器	洗濯室（病院等）
	菓子（パン）製造業		病院（整形外科、歯科等）
	魚介類販売業		貴金属店
	魚肉ねり製品製造業		
	缶詰びん詰食品製造業		
	あん類製造業		
	食肉製品製造業		
	食用油脂製造業		
	めん類製造業		
	給食施設（学校、病院等）		

注１ 本表以外の業種でも設置が望ましいと思われる業種については設置する。

注２ 喫茶店営業の許可のみを得ている店舗については、設置対象から除くことができる。ただし、営業許可の写しを市長に提出しなければならない。

図 3-4 グリース阻集器の例

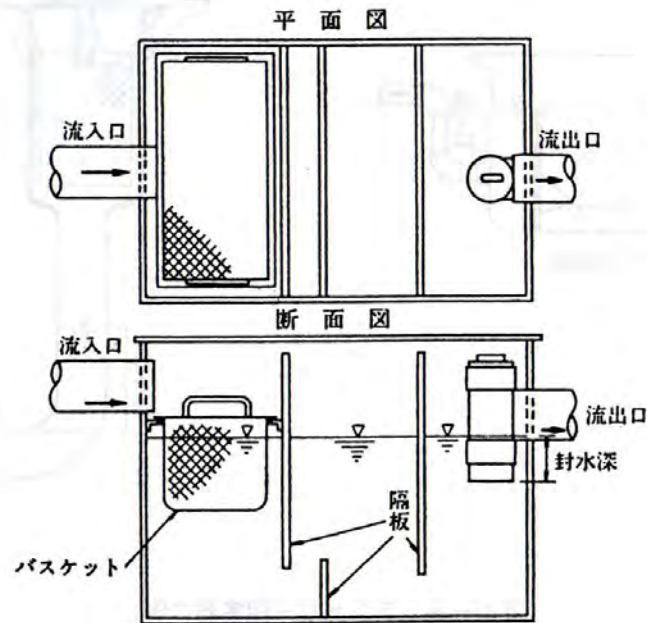


図 3-5 オイル阻集器の例

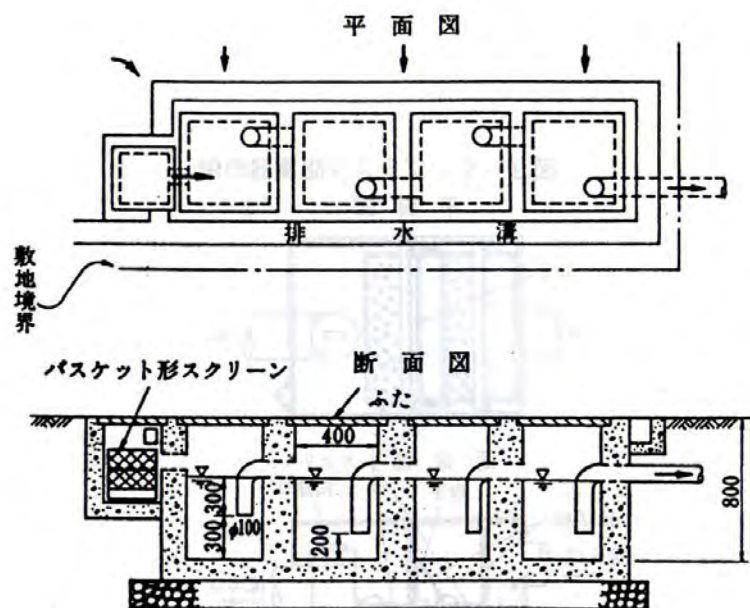


図 3-6 サンド阻集器の例

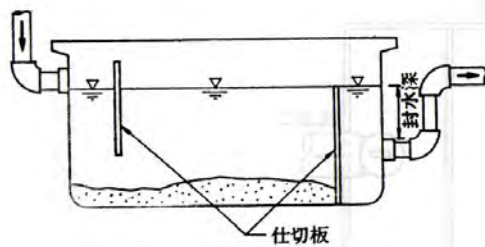


図 3-7 ヘア阻集器の例（営業用）

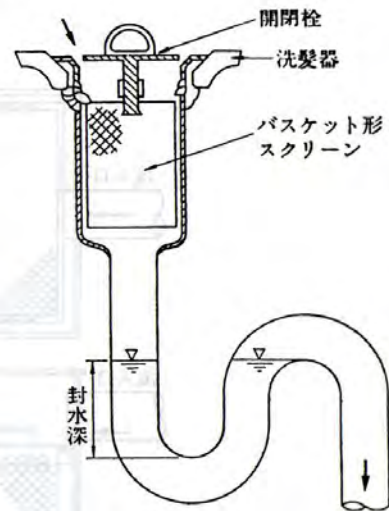


図 3-8 ランドリー阻集器の例

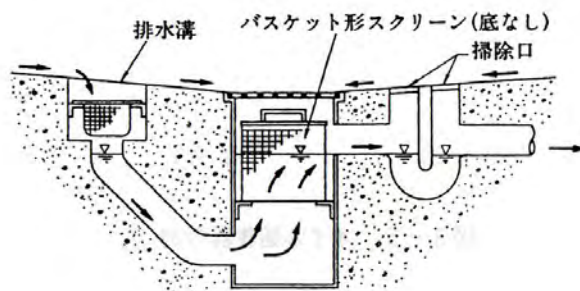
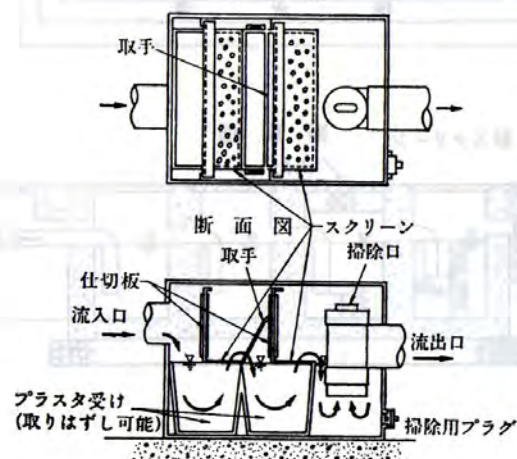


図 3-9 プラスタ阻集器の例
平面図



16. トラップます

- (1) 悪臭防止のためには器具トラップの設置を原則とするが、次に該当する場合はトラップますを設置する。なお、便所からの排水管は、トラップますのトラップに接続してはならない。
- i 既設の衛生器具等にトラップの取付けが技術的に困難な場合。
 - ii 食堂、生鮮食料品取扱所等において、残渣物が下水に混入し、排水設備又は公共下水道に支障をきたすおそれがある場合。
 - iii 雨水排水系統のます又は開きよ部分からの臭気の発散を防止する場合。
トラップますには次のようなものがある。
- (2) トラップますを設置する場合は次の事項に注意する。
- i トラップ口径は **75 mm**以上、封水深は5 cm以上 10 cm以下とする。
 - ii トラップは、硬質塩化ビニル製、陶製等の堅固なものとし、肉厚は管類の規格に適合するものとする。
 - iii 二重のトラップとしてはならない。(器具トラップを有する排水管はトラップますのトラップ部に接続しない。)
 - iv トラップを有する排水管の管路延長は、排水管の管径 60 倍を超えてはならない。ただし、排水管の清掃に支障のないときはこの限りでない。
 - v 寒冷地においては、凍結のおそれがあるのでトラップますは好ましくないが、使用する場合は、外気等が入らないように十分な検討を必要とする。
 - vi トラップますの掃除口の口径はトラップの口径以上とする。

17. ストレーナー

浴場、流し場等の汚水流出口には、固形物の流出を阻止するためストレーナーを設けなければならない。

- (1) 開口有効面積は、流出側に接続する器具排水管の断面積以上とし、目幅は直径8 mmの球が通過しない大きさとし、材質は金属製とする。
- (2) 床排水口には、取り外しのできるストレーナーを設ける。

18. 凍結の予防

凍結の予防については、次の点に注意すること。

- (1) 給水管の配管は、できるだけ屋内に設け必ず保温すること。防寒材は濡れた場合に凍結を促進させるおそれがあるので、防水材料で完全に被覆しなければならない。

- (2) タンク類を使用する洗浄設備においては、凍結予防器具の設備を設けること。
- (3) フラッシュバルブを使用し洗浄する施設においては、不凍結のフラッシュバルブを取り付けること。

19. ディスポーザ等について

下水道は、台所の生ごみの流入を考慮した施設でないため、ディスポーザ等の食品くず処理機を設置してはならない。

ただし、ディスポーザと排水処理槽で構成される「ディスポーザ排水処理システム」については、建築基準法第 38 条の規定に基づく配管設備として認定されており、維持管理が適切に行われることを前提に下水道への接続を認めている。

このディスポーザ排水処理システムを下水道に接続するにあたっては、別に定める「飯山市ディスポーザ排水処理システム取扱要領」に基づき、必要となる書類を提出する必要がある。
(添付資料②)

第 4 章 施 工 基 準

1. 基本的事項

排水設備の施工は関係法令及び下水道排水設備指針（日本下水道協会）等を遵守し、設計図、仕様書等に基づき行わなければならない。

- （１）当該建築物の施工関係者との連携を綿密にし、十分な連絡協議を行う。
- （２）建築物の構造、強度及び部材に悪影響を与えないようにするとともに、排水機能の確保に十分考慮して施工する。
- （３）軟弱地盤で、将来排水設備の沈下、損傷等が予想されるような場所では、相当な厚さの碎石、砂利、砂等で基礎を固め、場合によってはコンクリート基礎又は基礎杭を施す。
- （４）駐車場等の車両が出入りする場所又は重量物を取り扱う場所あるいは土かぶりの浅い場所等では、前号（３）の基礎のほかに構造物自体を強靱な物にする。又はコンクリートで被覆するなどの補強防護を施す。
- （５）既設排水施設の一部を改造、撤去する場合は、その部分の完全な接続、補修閉鎖その他必要な措置を講じる。
- （６）施主の要求、建築物の模様替え、地下埋設物の不測の障害物により設計変更する場合は、事前に市の確認を得て処理する。

2. 施工上の諸注意

排水設備の施工は、設計及び仕様書等に従い、現場の状況を十分把握した後に着手し適正に行う。特に、新築・増改築に伴う屋内排水設備では、建築工事、建築附帯設備工事等との調整を行い、屋外排水設備及び私道排水設備では、外構工事との調整及び地下埋設物の確認を行う。その他、排水設備の施工に際しては、次の事項について、特に注意する。

- （１）騒音、振動、公共用水域の水質汚濁等の公害防止に適切な措置を講ずるとともに、飯山市公害の防止等に関する条例等を遵守し、その防止に努める。
- （２）安全管理に必要な措置を講じ、工事関係者又は第三者に災害を及ぼさないよう、事故の発生防止に努める。
- （３）使用材料機械器具等の整理、整頓及び清掃を行い、事故防止に努める。
- （４）工事中は、火気に十分注意し、火災の発生防止に努める。
- （５）発生防止のための仮囲い、柵など適切な保安施設を施し、夜間は赤色灯等を設置する。
なお、いたずらや、盗難のおそれがあるので常時点検を行う。
- （６）工事中の障害物件の取扱い及び取壊し材の処置については、施主（設置者）ならびに関係

者立会いのうえ、その指示に従う。なお、浄化槽のプロワー（コンプレッサー）についても、処分する際は施主の承諾を得て行い、北信地域振興局への提出義務がある場合は必ず届出する。

- (7) 排水管の布設及びますの設置途中で工事を一旦終了する場合は、排水管並びにます内に工事残材、土、ゴミ等が侵入するのを防止するため、排水管及びますの開口部を仮閉鎖する。
- (8) 工事の完成に際しては、速やかに仮設物を撤去し、清掃及び跡片付けを行う。
- (9) 工事中に事故があったときは、直ちに施設の管理者、関係官公署に連絡するとともに、速やかに応急処置を講じて、被害を最小限にとどめる。

3. 排水管の布設

- (1) 床掘りは、設計に基づき中心線及び排水設備の位置を定め、堀削し、土質、深さ及び周囲の状況により、必要に応じて山留をしなければならない。（原則堀削深 1.5m 以上）
- (2) 新設排水管を既設排水管に接続する場合は、既設管の材質規格等を十分に調査確認する。
- (3) 排水管の据付けは、必ず水糸を張って配管方向、勾配を定めて管底をこれに合わせ、底面は不陸のないように十分締め固め、管の下端に空隙が生じないよう砂を充填し据付けなければならない。
- (4) 地盤が軟弱な場所においては基礎材を補強するなどし、適切な施工をしなければならない。
- (5) 排水管渠の布設は、受け口を上流に向け、中心線、勾配を注意しながら、下流から上流に向かって、まずに設ける落差を考慮し、起伏、蛇行のないよう布設しなければならない。
- (6) 埋戻しは、管の外周おおむね 10 cm 厚さに砂又は良質土で管の両側を均等に突き固めて管を保護し、順次上部へ埋戻し、管を損傷しないよう入念に突き固めなければならない。
仮固定物は埋戻し順に取外す。冬期の埋戻しについては、凍土や氷雪が混わらないよう特に注意をする。
- (7) 管の接合にあたっては、次のようにしなければならない。
 - ア 管類等の接合は、所定の接合材、継手類を使用し、材料に適合した接合法により確実に接合する。
 - イ 管の接合部は、泥土等を除去及び清掃し、接着剤、モルタル等が管の内面に突きでないように施工しなければならない。
- (8) 排水管は、次のように必要に応じて保護しなければならない。
 - ア 露出して配管する場合、排水管が動揺及びたれ下がりを生じないよう、壁、柱、はり、けたなどに適当な間隔で支持金具を用い固定し、凍結または、衝撃により破損するおそれのある箇所では、必要に応じ、保温材、緩衝材を巻き、管の防護措置を講じなければ

ならない。

- イ 排水管が壁、床、はり、建築物の基礎等を貫通して配管される場合は、配管スリーブを設ける等、排水管の損傷防止のための措置を講じる。又、管の伸縮、防火、雨水の侵入等を考慮した適切な材料で空隙を充填する。

(9) ビニル管の接合にあたっては、次の点に注意しなければならない。

- ア 管の切断は、管軸に対して直角でなければならない。
- イ 管の切口は適当な工具を用いて、なめらかに仕上げなければならない。
- ウ 管の切口の外周、接着接合の場合糸面取りをするものとし、ゴム輪接合等の場合は、管厚の約2分の1を、なめらかに、おおむね15°～30°の角度で面取りするものとする。
- エ 管は、継手の受口いっぱいには挿入し、抜け戻りのないよう注意しなければならない。

4. ますの施工

汚水ますは、次の各号により設置しなければならない。

(1) 基礎工

ますは地上の諸荷重を直接受けるため、又、地盤が軟弱な場所においては沈下を起こすおそれがあるので、ますの設置に際しては、使用するますに適した基礎を必ず施工すること。

(2) 堀削は管の堀削に準ずるが、ますを据え付けるための十分な余裕を取る。

(3) 漏水及び浸入水等のないよう確実に施工しなければならない。

(4) 車両等、重量物の通る箇所に設ける場合は、予想される重量に十分耐える構造としなければならない。

(5) 凍土の影響により、上昇するおそれのないようにしなければならない。

(6) 小口径ます以外で、市長が適当と認めたものにあつては、インバートは半円型とし、表面は滑らかに仕上げ、インバートの肩は、汚物が推積しないように適切な勾配を設ける。ますの上下流には原則として2cm程度の落差を設ける。汚水ますの表面は、雨水の流入がないように、地表面より低くならないように注意しなければならない。

(7) 小口径ます、管の接合と同時に深さや勾配の確認調整をしてから接合しなければならない。

5. 水洗トイレ

水洗トイレは、次の各号により施工しなければならない。

(1) 便器の据付けにあたっては、下流排水管との方向及び勾配に注意し、水封保護上絶対に水平に据え付けなければならない。

(2) 衛生陶器の一部をコンクリートに埋込む場合は、コンクリートの伸縮のために陶器に亀裂

が生じないよう、コンクリートと陶器の接触部にアスファルト、その他防水耐蝕性物質の伸縮止めを施工しなければならない。

- (3) 便器排水口と排水管との接続は、片寄りが生じないようにすき間なく接続し、パテ又は不乾性シーリング材が内部にはみ出さないようにしなければならない。
- (4) 洗浄器特にハイタンクの場合はプラケット及び振止めバンドを使用し、壁面に固着させること。また、タンクと給水管及び洗浄管の接続にあたっては、抜けはずれのないように施工しなければならない。
- (5) 洗浄器具の取付けにあたっては特に器具内に小石、砂等が入らないように注意し施工すること。

6. し尿浄化槽の取扱い

し尿浄化槽を廃止する場合は、撤去を原則とし、撤去できない場合は槽内の空隙を土砂等で完全に充填し、底部には水が滞留しないように水抜き用の穴を設けなければならない。

(図4-3)

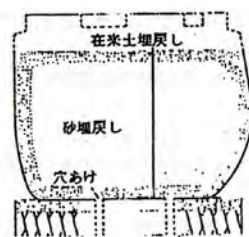
(1) 浄化槽の処置

- ア 浄化槽は、し尿を完全に汲み取り、清掃、消毒をしたのち撤去するか、各槽の底部に10 cm以上の孔を数箇所(1箇所/㎡以上)あけるか底部を破壊し、砂、碎石等の良質土で埋戻す。なお、浄化槽を撤去できない場合でも、上部30 cmは切断し撤去する。
- イ 浄化槽を残したまま、その上部へ排水管の布設又はますを設置する場合は槽の一部を壊すなどして、間隔を十分とり、排水管又はますが不等沈下しないよう設置する。
- ウ 廃止にあたっては、「浄化槽使用廃止届出書」(様式4-1)を提出すること。なお、理由があり、撤去せず存置する場合は、届出書提出に併せ「既存浄化槽等撤去確認書」(様式4-2)を併せて提出すること。

(2) 便槽の処置

汲み取り便所を改造して水洗トイレにする場合は、し尿を完全に汲み取り、清掃、消毒をしたのち撤去するか、槽の底部に10 cm以上の孔を数箇所(1箇所/㎡以上)あけるか底部を破壊し、砂、碎石等の良質土で埋戻し、将来にわたって衛生上問題のないように処置する。

図4-3 浄化槽の処置(撤去できない場合)



7. 廃棄物等の処分

(1) 廃棄物の処分

排水設備工事に伴い発生した排水管類の残材、撤去した排水管、ます、浄化槽、便槽、コンクリート等の廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の定めに従い処分する。

なお、直ちに処分できない場合は、生活環境の保全上支障のないように保管する。

(2) し尿及び汚泥の処分

便槽、浄化槽の処置に伴い発生するし尿及び汚泥は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の定めに伴い、一般廃棄物処理業の資格を持つ業者に依頼し、一般廃棄物処理施設で処分する。

なお、し尿及び汚泥を公共下水道施設（公共ます等）へ投棄してはならない。

第 5 章 除 害 施 設

1. 基本的事項

現行の下水道処理システムは生活排水を対象としたもので、工場・事業場排水を完全に処理することは困難であり、特に有害物質などが含まれていると下水処理に利用している微生物に影響を与え、処理場の浄化能力を失わせることにより、放流先の河川環境を汚染することがある。

そのために、下水道法に基づき市の条例などを定め、工場・事業場排水の規制を行い、水質基準を守り水質事故防止に努めなければならない。

2. 特定施設と除害施設

特定施設とは、排水の水質規制が必要な施設として、下水道法第 12 条の 2 により指定された施設であり、特定施設を設置する事業場を特定事業場という。

(1) 水質汚濁防止法に規定する特定施設

(水質汚濁防止法施行令第 1 条 (水質汚濁防止法第 2 条第 2 項関係) 別表第 1)

(2) ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設

(ダイオキシン類対策特別措置法施行令第 1 条

(ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項関係) 別表第 2)

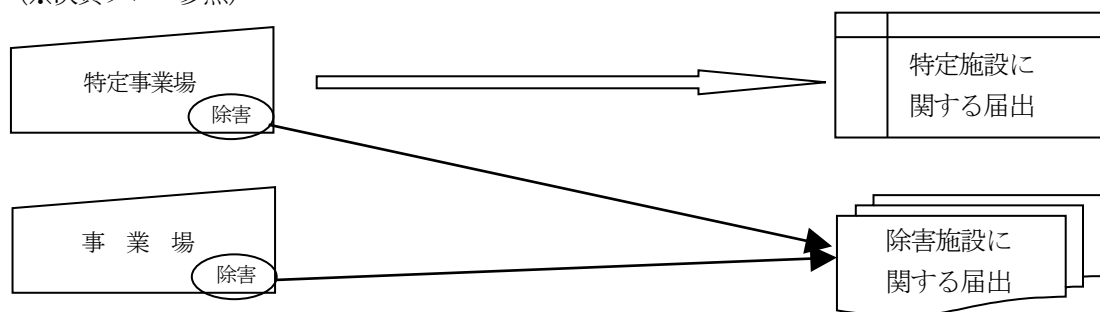
なお、除害施設とは、特定事業場、その他の事業場を問わず、飯山市下水道条例第 13 条 (除害施設の設置等) に定める項目を排除し、継続して公共下水道を使用するために設置しなければならない施設をいう。

3. 特定施設及び除害施設の届出区分

特定施設及び除害施設についての届出の区分は次のとおりとなる。

なお、特定施設を設置していなくても、除害施設を設置している事業場は「飯山市下水道条例に基づく除害施設の届出」を行う。

(※次頁フロー参照)



除 害 施 設 関 係 届 出 フ ロ ー

～工場又は事業場が公共下水道へ排水しようとするときの諸手続き～

工場又は事業場が公共下水道へ排水（継ぎ込み）をしようとするとき。

→ Y E S

---> N O

その施設が別表第1なら
びに別表第2のいずれか
に該当する

特定施設（特定事業場）

下水道法に基づく届出

- ① 処理区域内の特定施設設置者が実際に下水道へ排水しようとする場合
⇒ 使用開始の時期の届出「様式第5：公共下水道使用開始届」（法11条の2第2項）
- ② 下水道の処理区域内に新たに特定施設を設置しようとする場合
⇒ 特定施設設置の届出「様式第6：特定施設設置届」（法12条の3第1項）
- ③ 下水道の処理区域内の既存の施設が特定施設に指定された場合
⇒ 特定施設の使用の届出「様式第7：特定施設使用届」（法12条の3第2項 他）

飯山市下水道条例に基づく届出

- A 除害施設新設等の届出
「市様式第6：除害施設新設等届」
(条例14条第1項関係)
「市様式第9：除害施設新設等工事完了届」
(条例14条第2項関係)
- B 除害施設等管理責任者の選任
「市様式第10：
除害施設等管理責任者等選任届」
(条例15条第2項関係)

50m3以上の汚水を排除する
日が1日でもある

特定施設ではないが所定の届出が必要です

- ⑤ 50m3以上の汚水を排除する日が1日でもある場合
⇒ 下水量又は水質及び供用開始時期の届出
「様式第4：公共下水道使用開始（変更）届」（法11条の2第1項）
- ⑥ 下水排除基準を上回る汚水を排水する場合
⇒ 下水量又は水質及び供用開始時期の届出
「様式第4：公共下水道使用開始（変更）届」（法11条の2第1項）

別表第3の下水排除基準を
上回る汚水を排水している

特定施設ではないが所定の届出が必要です

※いずれも飯山市上下水道課担当係へ申請者が届け出てください。
また、届出事項については事前に相談等してください。

別表第4により阻集器の設置が必要となり、確認申請にて届出

別表第1

下水道法対象特定施設一覧

- 1 この表に掲載されている特定施設は、水質汚濁防止法施行令（第1条 別表第1）及びダイオキシン類対策特別措置法施行令（第1条 別表第2）に基づくものである。
- 2 水質汚濁防止法の別表66の3「旅館業の用に供する施設」においては、温泉水を源泉として利用しない事業場は届出の対象外である。
- 3 る。別表73「下水道終末処理場」においては、下水道法の特設施設に係わる届出の対象外である。

水質汚濁防止法に基づく特定施設

別表番号	該当業種及び特定施設の種類の
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（47. 10. 1施行） イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供するものであって、次に掲げる イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設

14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗淨施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（57. 1. 1施行） イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗淨施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（57. 1. 1施行） イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗淨施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精錬機及び精錬そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設（49. 12. 1施行）
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、つぎに掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精錬繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー（57. 1. 1施行）
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗淨施設（57. 1. 1施行）
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（57. 1. 1施行） イ 湿式バーカー ロ 接着機洗淨施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗淨施設及びパルプ洗淨施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗淨施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（57. 1. 1施行） イ 自動式フィルム現像洗淨施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗淨施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗淨施設 ホ 湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗淨施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗淨施設

27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ ろ過施設 - ロ 遠心分離機 - ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 - ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 - ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 - ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 - ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 - チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 - リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 - ヌ 廃ガス洗浄施設 - ル 湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 湿式アセチレンガス発生施設 - ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 - ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 - ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 - ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 - ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
29	キールタル製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 - ロ 静置分離器 - ハ タール酸ソーダ硫酸分離施設
30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 原料処理施設 - ロ 蒸留施設 - ハ 遠心分離機 - ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 - ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 - ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ ろ過施設 - ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 - ハ 遠心分離機 - ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 縮合反応施設 - ロ 水洗施設 - ハ 遠心分離機 - ニ 静置分離機 - ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 - ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 - ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 - チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 - リ 廃ガス洗浄施設 - ヌ 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ ろ過施設 - ロ 脱水施設 - ハ 水洗施設 - ニ ラテックス濃縮施設 - ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 蒸留施設 - ロ 分離施設 - ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 廃酸分離施設 - ロ 廃ガス洗浄施設 - ハ 湿式集じん施設

37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガスの中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 洗浄施設 - ロ 分離施設 - ハ ろ過施設 - ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 - ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 - ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 - ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 - チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 - リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 - ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 - ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 - ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 - ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 - カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 - コ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 - タ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 原料精製施設 - ロ 塩析施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 脱酸施設 - ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 洗浄施設 - ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 原料処理施設 - ロ 石灰づけ施設 - ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 原料処理施設 - ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 水洗施設 - ロ ろ過施設 - ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 - ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 動物原料処理施設 - ロ ろ過施設 - ハ 分離施設 - ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） - ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設

	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
50	水質 汚濁 防止法 施行 令 第 2 条 に 掲 げる 物 質 1 カドミウム及びその化合物 2 シアン化合物 3 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。） 4 鉛及びその化合物 5 六価クロム化合物 6 砒素及びその化合物 7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 8 ポリ塩化ビフェニル 9 トリクロロエチレン 10 テトラクロロエチレン 11 ジクロロメタン 12 四塩化炭素 13 1,2-ジクロロエタン 14 1,1-ジクロロエチレン 15 シス-1,2-ジクロロエチレン 16 1,1,1-トリクロロエタン 17 1,1,2-トリクロロエタン 18 1,3-ジクロロプロペン 19 チウラム 20 シマジン 21 チオベンカルブ 22 ベンゼン 23 セレン及びその化合物 24 ほう素及びその化合物 25 ふっ素及びその化合物 26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、再生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加流施設（57. 1. 1施行）
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設（57. 1. 1施行）
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研摩洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設

62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設（57. 1. 1施行）
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設（H13. 7. 1施行）
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
64の2	水道施設（水道法第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（51. 6. 1施行） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンとの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
66の3	旅館業（旅館業法第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、つぎに掲げるもの（49. 12. 1施行） イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
66の4	共同調理場（学校給食法第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（63. 10. 1施行）
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（63. 10. 1施行）
66の6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（63. 10. 1施行）
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（63. 10. 1施行）
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（63. 10. 1施行）
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院（医療法第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの（54. 5. 10施行） イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の2	中央卸売市場（卸売市場法第2条第3項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。）（51. 6. 1施行） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
69の3	地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（57. 7. 1施行） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定するものをいう。）
70の2	自動車分解整備事業（道路運送車両法第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）（57. 1. 1施行）
71	自動式車両洗浄施設

71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるもの（※）に設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの（49. 12. 1施行） イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設 ※環境省令で定める事業場は次に掲げる事業場とする。 1 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 2 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 3 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。） 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、専修学校、各種学校、高等専門学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5 保健所 6 検疫所 7 動物検疫所 8 植物検疫所 9 家畜保健衛生所 10 検査業に属する事業場 11 商品検査業に属する事業場 12 臨床検査業に属する事業場 13 犯罪鑑識施設
71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するもの（※）をいう。）である焼却施設（54. 5. 10施行） ※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の政令で定めるところの処理能力が5トン以上（焼却施設にあっては、1時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2m²以上）のごみ処理施設とする。
71の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設（※1）であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの（57. 1. 1施行） ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設（※2）（10. 6. 17施行） ※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号の産業廃棄物処理施設は、次のとおりとする。（第3号、第5号又は第8号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。） 1号 汚泥の脱水施設であつて、1日当たりの処理能力10m³を超えるもの。 3号 汚泥（PCB処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの - イ 1日当たりの処理能力が5m³を超えるもの - ロ 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの - ハ 火格子面積が2m²以上のもの 4号 廃油の油水分離施設であつて、1日当たりの処理能力が10m³を超えるもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。） 5号 廃油（廃PCB等を除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。） - イ 1日当たりの処理能力が1m³を超えるもの - ロ 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの - ハ 火格子面積が2m²以上のもの 6号 廃酸又は廃アルカリの中和施設であつて、1日当たりの処理能力が50m³を超えるもの 8号 廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの - イ 1日当たりの処理能力が100kgを超えるもの - ロ 火格子面積が2m²以上のもの 11号 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 ※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる産業廃棄物処理施設（第12号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）は次のとおりとする。 12号 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設 12の2 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 13号 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）（3. 10. 1施行）
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸りゆう施設（前各号に該当するものを除く。）（3. 10. 1施行）
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

別表第2

ダイオキシン類対策特別措置法施行令に基づく水質基準対象施設

番号	特定施設の種類の
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジンドロ [3,2-b···3',2'-m] トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）

公共下水道下水排除基準一覧表

平成30年4月1日現在

事業場				特定施設を設置している事業場										特定施設 を設置し ていない	
一日の平均的な排水量				≧500 m ³		500 m ³ ～ 50 m ³		<50 m ³							
業 種				全業種	全業種	全業種		①の特定施設の設置業種		その他の業種					
事業場設置時期				指定なし	新設	既設		新設	既設		新設	既設		事業場	
下水排除基準項目				単位	許容限度	許容限度	許容限度		許容限度	許容限度		許容限度	許容限度		許容限度
政令の基準	有害物質	カドミウム及びその化合物（※6）	mg/l	0.03	0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	
		シアン化合物	mg/l	0.5	0.5	1	0.5	0.5	1	0.5	0.5	1	0.5	0.5	
		有機燐化合物	mg/l	1	1	1		1	1		1	1		1	
		鉛及びその化合物	mg/l	0.1	0.1	0.1		0.1	0.1		0.1	0.1		0.1	
		六価クロム化合物	mg/l	0.3	0.3	0.5	0.3	0.3	0.5	0.3	0.3	0.5	0.3	0.3	
		砒素及びその化合物 * その他の水銀化合物	mg/l	0.1	0.1	0.1		0.1	0.1		0.1	0.1		0.1	
		水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/l	0.003	0.003	0.005	0.003	0.003	0.005	0.003	0.003	0.005	0.003	0.003	
		アルキル水銀化合物	mg/l	不検出	不検出	不検出		不検出	不検出		不検出	不検出		不検出	
		ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	0.003	0.003	0.003		0.003	0.003		0.003	0.003		0.003	
		トリクロロエチレン	mg/l	0.1	0.1	0.1		0.1	0.1		0.1	0.1		0.1	
		テトラクロロエチレン	mg/l	0.1	0.1	0.1		0.1	0.1		0.1	0.1		0.1	
		ジクロロメタン	mg/l	0.2	0.2	0.2		0.2	0.2		0.2	0.2		0.2	
		四塩化炭素	mg/l	0.02	0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	
		1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04	0.04	0.04		0.04	0.04		0.04	0.04		0.04	
		1,1-ジクロロエチレン	mg/l	1	1	1		1	1		1	1		1	
		シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4	0.4	0.4		0.4	0.4		0.4	0.4		0.4	
		1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3	3	3		3	3		3	3		3	
		1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06	0.06	0.06		0.06	0.06		0.06	0.06		0.06	
		1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.02	0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	
		チウラム	mg/l	0.06	0.06	0.06		0.06	0.06		0.06	0.06		0.06	
		シマジン	mg/l	0.03	0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	
		チオベンカルブ	mg/l	0.2	0.2	0.2		0.2	0.2		0.2	0.2		0.2	
		ベンゼン	mg/l	0.1	0.1	0.1		0.1	0.1		0.1	0.1		0.1	
		セレン及びその化合物	mg/l	0.1	0.1	0.1		0.1	0.1		0.1	0.1		0.1	
		ほう素及びその化合物（※1）	mg/l	10	10	10		10	10		10	10		10	
		ふっ素及びその化合物*（※1）	mg/l	8	8	8		8	8		8	8		8	
		1,4-ジオキサン（※2）	mg/l	0.5	0.5	0.5		0.5	0.5		0.5	0.5		0.5	
	その他	フェノール類	mg/l	5	5	5		5	5		5	5		5	
		銅及びその化合物*（※3）	mg/l	3	3	3		3	3		3	3		3	
		亜鉛及びその化合物*（※3）（※4）	mg/l	2	2	2		5	5		2	2		2	
		鉄及びその化合物（溶解性）*	mg/l	10	10	10		10	10		10	10		10	
		マンガン及びその化合（溶解性）*	mg/l	10	10	10		10	10		10	10		10	
		クロム及びその化合物*（※3）	mg/l	2	2	2		2	2		2	2		2	
	有害物質	ダイオキシン類（※5）	pg-TEQ/l	10	10	10		10	10		10	10		10	
条例で定める基準	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（※1）		mg/l	380(125)	380(125)	380(125)		380(125)	380(125)		380(125)	380(125)		380(125)	
	生物化学的酸素要求量(BOD)		mg/l	600(300)	600(300)	600(300)		600(300)	600(300)		600(300)	600(300)		600(300)	
	浮遊物質質量(SS)		mg/l	600(300)	600(300)	600(300)		600(300)	600(300)		600(300)	600(300)		600(300)	
	n-ヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	mg/l	5	5	5		5	5		5	5		5	
		動植物油脂類	mg/l	30	30	30		30	30		30	30		30	
	水素イオン濃度(pH) *			5～9 (5.7～8.7)	5～9 (5.7～8.7)	5～9 (5.7～8.7)		5～9 (5.7～8.7)	5～9 (5.7～8.7)		5～9 (5.7～8.7)	5～9 (5.7～8.7)		5～9 (5.7～8.7)	
	温度		℃	45(40)	45(40)	45(40)		45(40)	45(40)		45(40)	45(40)		45(40)	
よう素消費量		mg/l	220	220	220		220	220		220	220		220		

注)

- 1 内は直罰対象の排除基準を示す。
- 2 内は除害施設の設置等義務付けに係る対象の排除基準を示す。
- 3 「政令の基準」は、政令又は水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例で定められた一律の排除基準を示す。
- 4 「条例で定める基準」は、市町村が条例で定める排除基準の限度を示す。
- 5 アンモニア等含有量、BOD、SS、pH 及び温度の()内数量は、製造業又はガス供給業に係る事業場から排除される汚水の合計量が、終末処理場で処理される汚水の量の 1/4 以上であると認めるとき等の場合に条例で定める排除基準の限度である。

6 区分の特例

①の業種 : 水質汚濁防止法施行令別表第 1 26,27,47,49,52,53,61,62,63,65,66 の各号に掲げる施設を設置する事業場。

新設・既設の区分 : 昭和 54 年 10 月 31 日以前に設置された事業場は既設、以降は新設とする。

旅館業の取扱 : 温泉を利用する旅館業については直罰対象になる。ただし、*のある項について昭和 49 年 11 月 30 日現に湧出している温泉を利用する旅館業については直罰対象にならない。温泉を利用しない旅館業は、直罰対象にならないが、除害施設の設置等を義務付けることができる。

(※1) : 業種により、平成 31 年 6 月 30 日までの暫定基準がある。

(※2) : 業種により、平成 30 年 5 月 24 日までの暫定基準がある。

(※3) : 業種により、上乗せ基準が適用となる。詳細は、「公害関係基準しおり」(長野県環境部)を参照のこと。

(※4) : 業種により、平成 33 年 12 月 10 日までの暫定基準がある。

(※5) : ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項の規定による特定施設を設置する事業場に適用される排除基準を示す。

(※6) : 平成 31 年 11 月 30 日までの暫定基準がある。

別表第4

阻集器設置指導基準

コード	業 種	適 用 規 模	指 導 基 準
1	塗 装 工 事 業		必要な措置
2-1	畜産食料品製造業		スクリーン・グリストラップ
2-2	水産食料品製造業		スクリーン・グリストラップ
2-3	パン菓子製造業		スクリーン
		特 定 事 業 所	スクリーン・沈澱槽
2-4	清涼飲料製造業	必 要 に 応 じ	各個判断（流入水質による）
2-5	酒 類 製 造 業	特 定 事 業 所	スクリーン・沈澱槽
2-6	醸 造	特 定 事 業 所	スクリーン・沈澱槽
2-7	豆 腐 製 造 業	日排水量20m ³ /日以上	スクリーン・沈澱槽
2-8	漬 物 製 造 業		スクリーン
2-9	麺 類 製 造 業	特 定 事 業 所	スクリーン・沈澱槽
3	織 維 工 業	必 要 に 応 じ	必要な措置
4	木材・木製品製造業		必要な措置
5	出 版 ・ 印 刷 業		必要な措置
6	窯業・土石製品製造業		沈澱槽
7	機械・金属製造業	必 要 に 応 じ	各個判断

コード	業 種	適 用 規 模	指 導 基 準
8-1	食堂・レストラン	必 要 に 応 じ	スクリーン・グリストラップ
8-2	そば・うどん		
8-3	す し や		
8-4	料 亭		
8-5	バー・キャバレー	必 要 に 応 じ	スクリーン・グリストラップ
8-6	酒場・ビアホール	必 要 に 応 じ	
8-7	喫茶店・スナック	必 要 に 応 じ	
9	燃 料 小 売 業 (ガソリンスタンド)		オイルトラップ
10	民 宿 ・ 旅 館		厨房施設に スクリーン・グリストラップ
11	洗 濯 業		スクリーン・必要な措置
12	写 真 業	特 定 事 業 所	必要な措置
13	自 動 車 整 備 業		オイルトラップ
14	医 院 ・ 病 院		必要な措置
		日排水量20m ³ /日以上	厨房施設に スクリーン・グリストラップ
15	歯 科 医 院		必要な措置・沈澱槽
16	研 究 ・ 検 査	必 要 に 応 じ	必要な措置
17	理 容 業		ヘアーキャッチャー

別表第3 業種別排除可能性項目

業種名	項目	pH	BOD	SS	N-ヘキサ サン抽出 物質	汚染消 費量	PCB	シアン	アルキ ル水銀	有機 りん	カド ミウム	鉛	6価 クロム	ひ 素	総水銀	クロム	銅	亜 鉛	鉄 (溶解性)	マンガン (溶解性)	フッ素	フェノ ール
肉製品製造業		○	○	○	○	○																
乳製品製造業		○	○	○	○																	
水産かん詰・びん詰製造業		○	○	○	○																	
寒天製造業		○	○	○																		
魚肉ハム・ソーセージ製造業		○	○	○	○																	
水産練製品製造業		○	○	○	○																	
冷凍水産物製造業		○	○	○	○																	
冷凍水産食品製造業		○	○	○	○																	
野菜かん詰製造業		○	○	○																		
果実かん詰製造業		○	○	○																		
野菜つけ物製造業		○	○	○																		
みそ製造業		○	○	○																		
しょう油・食用アミノ酸製造業		○	○	○																		
化学調味料製造業		○	○	○																		
ソース製造業		○	○	○																		
食酢製造業		○	○	○																		
小麦粉製造業		○	○	○																		
砂糖製造業		○	○	○																		
砂糖精製業		○	○	○																		
パン製造業		○	○	○	○																	
生菓子製造業		○	○	○	○																	
ビスケット・干菓子製造業		○	○	○	○																	
米菓製造業		○	○	○	○																	
清涼飲料製造業		○	○	○																		
果実酒製造業		○	○	○																		
ビール製造業		○	○	○																		
清酒製造業		○	○	○																		
蒸留酒・混成酒製造業		○	○	○																		
魚粉・飼肥料製造業		○	○	○	○																	
植物油製造業		○	○	○	○																	
動物油脂製造業		○	○	○	○																	
食用油脂製造業		○	○	○	○																	
イースト製造業		○	○	○																		
でんぷん製造業		○	○	○																		
ぶどう糖・水あめ製造業		○	○	○																		

項目		PH	BOD	SS	N-ヘキサ サン抽出 物質	汚染消 費量	PCB	シア ン	アルキ ル水銀	有機 りん	カ ド ミ ウ ム	鉛	6 価 クロ ム	ひ 素	総水銀	クロ ム	銅	亜 鉛	鉄 (溶解性)	マンガン (溶解性)	フッ素	フェノ ール
業種名	項目																					
めん類	製造業	○	○	○																		
豆腐・油	あげ製造業	○	○	○	○																	
あん類	製造業	○	○	○																		
コーヒ	ー製造業	○	○	○																		
器械	生糸製造業	○	○	○	○																	
座繰	生糸製造業	○	○	○	○																	
玉糸	製造業	○	○	○	○																	
絹精	錬造業	○	○	○	○	○																
毛紡	績造業	○	○	○	○	○																
毛織物	染色整理業	○	○	○	○	○																
化合織維	物機械染色整理業	○	○	○	○	○																
麻紡	績造業	○	○	○	○	○																
綿・スフ	・麻織物機械染色業	○	○	○	○	○																
織物	手加工染色整理業	○	○	○	○	○																
メリヤス	・レース染色整理業	○	○	○	○	○																
織維製	衛生材料製造業	○	○	○	○																	
一般製	材業	○	○	○	○																	
木材	チップ製造業	○	○	○	○																	
合板	製造業	○	○	○	○																	
パーティ	クルボード製造業	○	○	○	○																	
溶解	パルプ製造業	○	○	○	○																	
製紙	パルプ製造業	○	○	○	○																	
洋紙	製造業	○	○	○	○																	
板紙	製造業	○	○	○	○																	
機械	すき紙製造業	○	○	○	○																	
手す	き紙製造業	○	○	○	○																	
段ボ	ール製造業	○	○	○	○																	
セロ	ファン製造業	○	○	○	○	○																
織推	板製造業	○	○	○	○																	
写真	製版印刷業	○	○	○	○																	
りん	酸肥料製造業	○	○	○	○																	
アン	モニア系肥料製造業	○	○	○	○																	
ソー	ーダ工業業	○	○	○	○																	
無機	顔料製造業	○	○	○	○																	
無機	化学工業製品製造業	○	○	○	○																	

業種名	項目	pH	BOD	SS	N-ヘキサ サン抽出 物質	汚染消 費量	PCB	シアン	アルキ ル水銀	有機 りん	カ ミ ウ ム	鉛	6 クロム	価	素	総水銀	クロム	銅	亜 鉛	鉄 (溶解性)	マンガ (溶解性)	フッ素	フェノ ール
化学工業	製品製造業	○	○		○			○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
有機化学工業	製薬製造業	○	○	○	○			○															○
合成染料	製造業	○	○	○									○				○	○					○
有機顔料	製造業	○	○	○																			○
レーヨン	製造業	○	○	○																			○
油脂加工	製品製造業	○	○	○	○																		
石けん	製造業	○	○	○	○																		
衣料	製造業	○			○						○												
医薬品	製造業	○	○	○	○				○			○				○							○
農薬	製造業	○	○							○													○
香料	製造業	○	○	○																			
ゼラチン	製造業	○	○	○	○																		
木材化学	製品製造業	○	○																				
石油	精製業	○	○	○	○																		
エー	クス製造業	○		○	○			○															○
なめし	加工業	○	○	○	○	○																	
ガラス	製造業	○		○							○着色	○着色										○	
ガラス	弗酸処理加工業	○		○							○着色	○着色										○	
生コン	クリート製造業	○		○								○											
スレ	ート製造業	○		○																			
粘土	瓦製造業	○		○	○																		
食卓	用陶磁器製造業	○		○																			
粘土・珪	砂精製業	○		○																			
オイ	ル製造業	○									○												
研	磨材料製造業	○		○																			
高炉	による製鉄業	○		○																			
高炉	によらない製鉄業	○		○																			
製銅	及び圧延業	○		○	○																		
製銅	を行う鋼材製造業	○		○	○																		
鋼管	製造業	○		○	○																		
引拔	鋼管製造業	○		○	○																		
ステン	レス鋼管製造業	○		○	○																		
伸	線業	○		○	○																		○
亜鉛	鉄板製造業	○		○	○																		
銅	1次製錬・精製業	○		○							○												

業種名	項目	pH	BOD	SS	N-ヘキササン抽出質	汚濁負荷	PCB	シアン	アルキル水銀	有機りん	機カミウム	鉛	6クロム	価クロム	ひ素	総水銀	クロム	銅	亜鉛	鉄(溶解性)	マンガン(溶解性)	フッ素	フェノール
亜鉛第1次製錬・精製業		○		○							○	○			○			○	○				
伸銅品製造業		○		○	○							○						○	○				
アルマイト加工業		○			○																		
非鉄金属ダイカスト製造業		○		○	○			○			○	○					○	○					
電気めっき業		○		○	○			○			○	○					○	○					
金属熱処理業		○		○	○			○									○	○					
バーカライジング業		○		○	○								○				○	○					
塗装業		○	○	○	○							○					○	○					○
機械器具製造業		○	○	○	○			○			○	○					○	○					○
電気機械器具製造業		○	○	○	○			○			○	○					○	○					○
電子機器部品製造業		○			○						○	○						○	○				○
電池製造業		○									○	○											
輸送用機械器具製造業		○	○	○	○			○			○	○					○	○					○
光学機械器具製造業		○		○	○			○			○	○					○	○					
水産物卸売市場		○	○	○	○																		
飲食店		○	○	○	○																		
ガソリンステーション・ガソリンスタンド		○	○	○	○			○															
ガス・コークス製造業		○	○	○	○																		
旅館業		○	○	○	○																		
洗濯業		○	○	○	○																		
自動車整備業		○	○	○	○																		
病院		○	○	○	○			○			○	○					○	○					○
歯科診療所			○	○	○												○	○					
保健所		○	○	○	○																		
し尿処理場		○	○	○	○						○	○											
清掃工場		○	○	○	○						○	○						○	○				○
産業廃棄物処理場		○	○	○	○			○			○	○					○	○				○	○
と畜場		○	○	○	○																		
養豚場		○	○	○	○																		
写真現像場		○						○			○	○					○	○				○	○
理化学系試験研究所		○	○	○	○			○			○	○											
ドラム缶再生業		○	○	○	○						○	○											
廃油再生業		○	○	○	○																		

様式第 4

公共下水道使用開始（変更）届

年 月 日

様

届出者

住 所

氏名又は名称及び法人にあ

ってはその代表者の氏名

電話番号

次のとおり公共下水道の使用を開始(変更)するので、届け出ます。

汚水発生施設等 管理責任者		連絡窓口 電話番号	平日	
			休日・夜間	
排除場所		排水口数		
排出汚水の 水量又は水質	水量 水質	月平均 別紙のとおり	立方メートル 日最大	立方メートル
開始(変更) 年月日	平成 年 月 日			
処理方法			施設名称	

備考

- 1 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 2 ※印のある欄は、令第9条の11第1項第6号に該当する項目について記載すること。
- 3 「摘要」の欄は、排出汚水の水量又は水質の推定の根拠等を記載すること。
- 4 除害施設の設置等を要する場合には、その概要を明らかにする図書及び図面を添付すること。

(別紙)

排水口 月 量						単位
項 目		立方メートル	立方メートル	立方メートル	立方メートル	
温度						℃
アンモニア性窒素等含有量						mg/l
水素イオン濃度 (pH)						水素指数
生物化学的酸素要求量 (BOD)						5日間mg/l
浮遊物質 (SS)						mg/l
n-ヘキサン	鉱油類					mg/l
抽出物質含有量	動植物油脂類					mg/l
よう素消費量						mg/l
カドミウム						mg/l
シアン化合物						mg/l
有機燐化合物						mg/l
鉛						mg/l
六価クロム						mg/l
砒素						mg/l
総水銀						mg/l
アルキル水銀						mg/l
ポリ塩化ビフェニル (PCB)						mg/l
トリクロロエチレン						mg/l
テトラクロロエチレン						mg/l
ジクロロメタン						mg/l
四塩化炭素						mg/l
1,2-ジクロロエタン						mg/l
1,1-ジクロロエチレン						mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン						mg/l
1,1,1-トリクロロエタン						mg/l
1,1,2-トリクロロエタン						mg/l
1,3-ジクロロプロペン						mg/l
チウラム						mg/l
シマジン						mg/l
チオベンカルブ						mg/l
ベンゼン						mg/l
セレン						mg/l
ほう素						mg/l
ふっ素						mg/l
1,4-ジオキサン						mg/l
フェノール類						mg/l
銅						mg/l
亜鉛						mg/l
溶解性鉄						mg/l
溶解性マンガン						mg/l
クロム						mg/l
ダイオキシン類						pg/l
※						mg/l
摘要						

公共下水道使用開始届

様

年 月 日

届出者

住 所

氏名又は名称及び法人にあ

ってはその代表者の氏名

印

電話番号

次のとおり公共下水道の使用を開始するので、届け出ます。

汚水発生施設等 管理責任者		連絡窓口 電話番号	平日	
			休日・夜間	
排除場所		排水口数		
開始年月日	年 月 日	特定施設 の種類		

備考

- 1 届出者の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 2 「特定施設の種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第一及びダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成 11 年政令第 433 号）別表第二に掲げる号番号及び名称を記入すること。

特定施設設置届出書

年 月 日

様

届出者

住 所

氏名又は名称及び法人にあ

ってはその代表者の氏名

印

電話番号

下水道法第 12 条の第 3 第 1 項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

汚水発生施設等 管理責任者		連絡 窓口 電話 番号	平日	
			休日・ 夜間	
工場又は事業場の名称		※整理番号		
工場又は事業場の所在地		※受理年月日		年 月 日
特定施設の種類		※施設番号		
△特定施設の構造	別紙 1 のとおり。	※審査結果		
△特定施設の使用の方法	別紙 2 のとおり。	※備考		
△汚水の処理の方法	別紙 3 のとおり。			
△下水の量及び水質	別紙 4 のとおり。			
△用水及び排水の系統	別図のとおり。			

備考

- 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- ※印の欄には、記入しないこと。
- 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A4 とすること。

別紙 1

特定施設の構造

施 設 名 (特定施設番号)	()	()	()
型 式			
主要寸法			
能 力			
設 置 数	基	基	基
新設変更の着手予定 完 成 予 定 使用開始予定	年 月 日 年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日 年 月 日
その他参考事項			

関連図面：図-1「付近の見取り図」 図-2「建物の配置図」
図-3「特定施設等主要機器の配置図」 図-4「特定施設の構造図」

特定施設の使用の方法

施 設 名 (特定施設番号)	()	()	()
使 用 時 間	時から 時まで 連続・ 時間ごと (時間/日)	時から 時まで 連続・ 時間ごと (時間/日)	時から 時まで 連続・ 時間ごと (時間/日)
季節的変動の概要			
原材料の種類 一日当たり使用量 及び使用方法			
排水・残渣等の扱い			
その他参考事項			

関連図面：図-3「特定施設等主要機器の配置図」

図-5「特定施設の操業系統図」

別紙 3

汚水等の処理の方法

汚水処理施設名				
着 工 予 定		年 月 日	年 月 日	年 月 日
完 成 予 定		年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定		年 月 日	年 月 日	年 月 日
汚 水 処 理 設 備 概 要	汚水処理の方法			
	種類・型式			
	能 力			
汚水処理施設の 使 用 時 間		時から 時まで 連続・ 時間ごと (時間/日)	時から 時まで 連続・ 時間ごと (時間/日)	時から 時まで 連続・ 時間ごと (時間/日)
季節的変動の概要				
汚水の処理に要する薬 品等消耗資材の 1 日当 たり用途別使用量				
残渣の量及びその 処 理 方 法				
排 除 場 所				
その他参考事項				

関連図面：図-3「特定施設等主要機器の配置図」
図-7「汚水処理の系統図」

図-6「汚水処理施設の構造図」

別紙 4

下水の量及び水質

排水口番号 下水排除量(m ³ /日) 項 目		平均	最大	平均	最大	(参考) 下水排除 基準
下水排除基準項目	単位					許容限度
アンモニア性窒素等含有量	mg/l					380
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/l					600
浮遊物質 (SS)	mg/l					600
n-ヘキサン 抽出物質含有量	鉍油類 動植物油脂類	mg/l				5
		mg/l				30
水素イオン濃度 (pH)						5～9
水温	℃					45
よう素消費量	mg/l					220
カドミウム	mg/l					0.03
シアン化合物	mg/l					0.5
有機燐化合物	mg/l					1
鉛	mg/l					0.1
六価クロム	mg/l					0.3
砒素	mg/l					0.1
総水銀	mg/l					0.003
アルキル水銀	mg/l					不検出
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/l					0.003
トリクロロエチレン	mg/l					0.1
テトラクロロエチレン	mg/l					0.1
ジクロロメタン	mg/l					0.2
四塩化炭素	mg/l					0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/l					0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/l					1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l					0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l					3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l					0.06
1,3-ジクロロプロペン	mg/l					0.02
チウラム	mg/l					0.06
シマジン	mg/l					0.03
チオベンカルブ	mg/l					0.2
ベンゼン	mg/l					0.1
セレン	mg/l					0.1
ほう素	mg/l					10
ふっ素	mg/l					8
1,4-ジオキサン	mg/l					0.5
フェノール類	mg/l					5
銅	mg/l					3
亜鉛	mg/l					2
溶解性鉄	mg/l					10
溶解性マンガン	mg/l					10
クロム	mg/l					2
ダイオキシン類	pg-TEQ/l					10
摘 要						

関連図面：図-5 「特定施設の操業系統図」

図-7 「汚水処理の系統図」

別紙 5

用途別用水使用量

用 途 区 分	平均用水量 (m ³ /日)	最大用水量 (m ³ /日)	水 源 種 別
計			

備考

用途区分は、工場等の特定施設ごと及び一般工場用水、事務所系用水等に区分すること。

特定施設使用届出書

年 月 日

様

届出者

住 所

氏名又は名称及び法人にあ

ってはその代表者の氏名

印

電話番号

下水道法第 12 条の 3 第 2 項（下水道法第 12 条の 3 第 3 項）の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

汚水発生施設等 管理者責任		連絡窓口 電話番号	平日	
			休日・夜間	
工場又は事業場の名称			※整理番号	
工場又は事業場の所在地			※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類			※施設番号	
△特定施設の構造	別紙 1 のとおり。		※審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙 2 のとおり。	※備考		
△汚水の処理の方法	別紙 3 のとおり。			
△下水の量及び水質	別紙 4 のとおり。			
△用水及び排水の系統	別図のとおり。			

備考

- 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- ※印の欄には、記入しないこと。
- 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A4 とすること。

(市 様式第6号) (第4条第1項関係)

除 害 施 設 新 設 等 届			
飯山市長 殿		年 月 日	
		届出者 住 所 (設置者) 氏名又は 名 称 ㊤ (電話) (法人にあっては代表者の氏名)	
除害施設を新設(増設・改築)したいので、条例第14条第1項前段の規定により、次のとおり届け出ます。			
設 置 場 所			
除 害 施 設 者	(電話)		
排 水 施 設 者	(電話)		
工 事 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
業 務 の 種 別			
施 設 の 名 称			
汚水の処理方法			
汚 水 排 出 量	日最大	m ³	日平均 m ³
汚 水 の 水 質	別紙のとおり		
作 業 時 間	時 分から 時 分まで	休業日	
添 付 図 書	1 位置図 2 排水系統図 3 除害施設の設計書 4 使用薬品(材料)等の一覧表 5 発生汚泥等の処理方法の図書		
備 考			

<別紙>

排 水 の 内 容

項 目	単 位	計 画	
		原 水	処 理 水
温度	℃		
水素イオン濃度	水素指数		
生物化学的酸素要求量	5 日間mg／ <i>l</i>		
浮遊物質質量	mg／ <i>l</i>		
(ア) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 鉱油類含有量	mg／ <i>l</i>		
(イ) 動植物油脂類含有量	mg／ <i>l</i>		
よう素消費量	mg／ <i>l</i>		
カドミウム及びその化合物	mg／ <i>l</i>		
シアン化合物	mg／ <i>l</i>		
有機燐化合物	mg／ <i>l</i>		
鉛及びその化合物	mg／ <i>l</i>		
六価クロム化合物	mg／ <i>l</i>		
^ひ 砒素及びその化合物	mg／ <i>l</i>		
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg／ <i>l</i>		
アルキル水銀化合物	mg／ <i>l</i>		
P C B	mg／ <i>l</i>		
フェノール類	mg／ <i>l</i>		
銅及びその化合物	mg／ <i>l</i>		
亜鉛及びその化合物	mg／ <i>l</i>		
鉄及びその化合物（溶解性）	mg／ <i>l</i>		
マンガン及びその化合物（溶解性）	mg／ <i>l</i>		
クロム及びその化合物	mg／ <i>l</i>		
フッ素化合物	mg／ <i>l</i>		

(市 様式第9号) (第14条第2号関係)

除害施設新設等工事完了届 年 月 日 飯山市長 殿 届出者 住 所 (設置者) 氏名又は 名 称 ㊤ (電話) (法人にあっては代表者の氏名) 除害施設新設（増設・改築）工事が完了したので、飯山市下水道条例第10条の規定により、次のとおり届け出ます。	
設 置 場 所	
施 設 内 容	
完 了 年 月 日	年 月 日
使用開始年月日	年 月 日
除害施設施工者	㊤（電話 ）
排水設備施工者	指定工事店登録番号 第 号 ㊤（電話 ）
添 付 書 類	除害施設のしゅん工図
備 考	

(市 様式第10号) (第15条第2項関係)

[illegible]

飯山市排水設備指針

○ 様 式 集 ○

- 様式 2－1 排水設備新設等計画確認申請書（例）
- 様式 2－2 排水設備工事完了届（例）
- 様式 2－3 排水設備工事設計予算書・精算書（例）
- 様式 2－4 排水設備工事設計図（例）
- 様式 2－5 公共枥及び取付管設置申請書（市施工）
- 様式 2－6 公共枥及び取付管設置申請書（自営工事）
- 様式 2－7 公共枥及び取付管設置完了届（自営工事）
- 様式 4－1 浄化槽使用廃止届出書
- 様式 4－2 既存浄化槽等撤去確認書

【添付資料】

- 資料① 「潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水の取扱いについて」
- 資料② 飯山市ディスポーザ排水処理システム取扱い要領
- 資料③ 排水設備工事施工申請書記入例

(様式2-1)

受付 番号			申 請 年月日	. .		供用開始 年 月 日	. .	
市 長	副市長	課 長	課 佐	係 長	係		設計審査	台帳登録
排水設備新設等計画確認申請書								
飯 山 市 長 殿		申請者 住 所	飯山市大字 部落名		組 T E L	番地	氏名	㊟
飯山市下水道条例第9条に規定する確認を受けたいので、次のとおり申請します。								
設置場所		飯山市大字 番地						
種別	一般住宅	業務	共同	・ ・ 其 他	工事 区分	☐ 排水設備（新設、増設、改築、その他） ☐ 水洗便所（新設、増設、改築、その他）		現況
使用 者		住所	飯山市大字		番地	職業	氏名	
承諾	土 地	住所	飯山市大字		番地	建 物	住所	飯山市大字 番地
関係	所有者	氏名	㊟		所有者	氏名	㊟	
使 用 者 数		人		入込予定数		昼間	人	夜間 人
日最大予定排水量（工場事業所等の場合）						m ³ /日		従業員数 人
区分	排水設備	専 用 、 共 用		水道使用者番号			口	m ³ /m
	水 源	水道水、井戸、湧水、その他		井戸その他のメーター装着月日			径	m ³ /m
ストレーナー 装 着		調理室 洗面所		個所 個所	手洗所 風 呂		個所 個所	
阻 集 器		名称				型式		
指 定 工事店	住所 (法人の場合は名称及び代表者氏名) ㊟					指定工事店 電 話 番 号		
						責 任 者 技 術 者 名	㊟	
上記工事を施行したいので、確認してください。						添 付 書 類	平面図、縦断図 配管（立図）図	
※ 排水設備新設等計画確認書 飯山市指令等 号 年 月 日 排水設備新設等の工事計画を確認しました。 飯山市長 ㊟ 記						工 事 費	設 計 額	※
							精 算 額	
						工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	
						検 査 料		※
						調 定		※ 年 月 日

(備考) ※欄は、記入しないでください。

共同施工者が複数の場合は、別紙で連署のうえ添付してください。

(様式2-2)

受付 番号			申 請 年月日	. .		供用開始 年 月 日	. .		
市 長	副市長	課 長	補 佐	係 長	係		設計審査	台帳整備	
排 水 設 備 工 事 完 了 届									
飯 山 市 長 殿		申請者 住 所	飯山市大字 部落名		組 T E L	番地	氏名	㊟	
飯山市下水道条例第10条第1項の規定により届出します。									
設置場所		飯山市大字 番地							
種別	一般 住宅	業務 共同	・ ・ その他	工事 区分	☐ 排水設備（新設、増設、改築、その他） ☐ 水洗便所（新設、増設、改築、その他）		現況	くみとり式 し尿浄化槽	
使 用 者	住所	飯山市大字 番地				職業	氏名		
承諾	土 地	住所	飯山市大字 番地		建 物	住所	飯山市大字 番地		
関係	所有者	氏名	㊟		所有者	氏名	㊟		
使 用 者 数		人		入込予定数	昼間		人	夜間	
		人				人		人	
日最大予定排水量（工場事業所等の場合） m ³ /日 従業員数 人									
区分	排水設備	専 用 、 共 用			水道使用者番号		口	m ³ /m	
	水 源	水道水、井戸、湧水、その他			井戸その他のメーター装着月日		径	m ³ /m	
ストレーナー 装 着		調理室 洗面所		個所 個所	手洗所 風 呂		個所 個所		
阻 集 器		名称				型式			
指 定 工事店	住所 (法人の場合は名称及び代表者氏名) ㊟					指定工事店 電 話 番 号			
						責 任 者 技 術 者 名	㊟		
上記工事が完了したので、検査してください。						添 付 書 類	平面図、縦断図 配管（立図）図		
※ 排水設備工事完了検査通知書 飯山市指令第 号 年 月 日 上記工事が完了した結果、 合格しました。改造を要します。 飯山市長 記						工 事 費	設 計 額	※	
							精 算 額		
						工 期	自 年 月 日 至 年 月 日		
						検 査 料		※	
						調 定		※ 年 月 日	

(備考) ※欄は、記入しないでください。

共同施工者複数の場合は、別紙で連署のうえ添付して下さい。

(様式 2-3)

排水設備工事設計予算書・精算書

精算額 (赤=上段)

設計額 (黒=下段)

[illegible]

(様式2-4)

排水設備 新設 増設 改造 撤去 工事設計図		設置場所 飯山市大字 申込者 飯山市大字 TEL		番地(区 組) 番地(区 組)	氏名	指定 工事人	住所 (法人の場合は名称及び代表者氏名)
平面図 $\frac{1}{200}$ 位置図 $\frac{1}{10,000}$ か 住宅地図 立体図							

年 月 日

氏 名 印

公共下水道の取付管並びに公共ますの設置をしたいので下記のとおり申請します。
 なお、各処理区内における受益者負担に関する条例に基づき、受益者負担金を別途指示により、納入します。

74

年 月 日

TEL

設　置　場　所	飯山市大字	番地
設　置　理　由		
物　件　内　容	下水本管径 汚水ます　コンクリートます 小口径ます	取付管径 径　　　深 径　　　深
設　置　の　希　望　期　限	年	月　　まで
施　工　業　者 住　所　・　氏　名	 印	
添　付　書　類	1、位置図 2、平面図 (取出し位置を赤色で記入して下さい。)	

(自営工事)

年 月 日に申請した公共柵及び取付管工事(自営)を下記のとおり、完了しました。

76

(様式 4 - 1)

浄化槽使用廃止届出書	
年 月 日	
飯山市長 様	
届出者 住所	
氏名 印 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
浄化槽の使用を廃止したので、浄化槽法第 11 条の 2 の規定により、次のとおり届け出ます。	
1 設置場所の地名地番	
2 使用休止の年月日	年 月 日
3 処理の対象	① 尿のみ ② し尿及び雑排水
4 廃止の理由	
※事務処理欄	
(注意) 1 ※欄には、記載しないこと。 2 3 欄は、該当する事項を○で囲むこと。	

備考 1 記名押印に代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

浄化槽の処理等報告書

届出者 住 所

氏 名 _____ 印

浄化槽法第 11 条の 2 の規定に基づく浄化槽の廃止届提出にあたり、下水道排水設備指針（（公社）日本下水道協会）及び飯山市排水設備指針に従って実施する、既存の浄化槽の処理等について下記のとおり報告します。

（下記で該当するものに○印を付け、必要な個所へ記入してください）

- 1 撤去します。
- 2 存置します。（理由を下表から選択・記入）

分 類 (該当する番号に○印)		存 置 す る 理 由 (「その他」は具体的な状況を記入)	添付資料
再利用	1	防火水槽・雨水貯留槽として利用するため	市指定の 配置図・ 写真等
周辺障害	2	家屋等の損壊につながる恐れがあるため	
	3	工作物が倒れる（崩れる）恐れがあるため	
	4	塀・庭木等が撤去の障害となるため	
	5	車庫・倉庫の床下に設置してあるため	
その他	6	その他 (具体的な状況)	

「潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水の取り扱いについて」

平成 29 年 4 月 27 日
飯山市 上下水道課 下水道係

近年、地球温暖化対策の一環として、家庭への普及が促進されています高効率給湯器の内、「潜熱回収機構を有する給湯器等」(※1)においては、その構造上、ガス燃焼由来の凝縮水であるドレン排水が一定量発生します。

このドレン排水を含む生活に起因する排水は、下水道法第2条における「汚水」にあたるため、下水道排水設備への排出を原則とします。

ただし、以下の要件をすべて満たすものについては、下水道排水設備への排出を行わず、雨水排水として処理することを認めています。

1. 設置する「潜熱回収型ガス給湯器等」(※1)が、一般財団法人 日本ガス機器検査協会 (JIA) の認証機器であること。
 2. 下水道排水設備への排出が建物等の構造上、極めて困難な場合であること。
 3. 近隣周辺の生活環境に悪影響を及ぼすことのないような施工であること。
- (※2)

※1 : 「潜熱回収型石油給湯器」「家庭用燃料電池システム (燃料電池ユニット、潜熱回収型バックアップ給湯器)」も含む

※2 : 排水可能な道路側溝等への管路による排水となるもの。

参考 : 国土交通省による「潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水の取扱いについて」

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000157.html



飯山市ディスポーザ排水処理システム取扱要領

1 趣旨

この要領は、ディスポーザ排水処理システム(以下「システム」という。)の適切な維持管理を確保するために必要な事項について定めるものとする。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) システム 厨芥を粉砕し、「これを排水処理槽等で処理し」、その排水を公共下水道等へ流すための機器の総体であって、社団法人日本下水道協会が作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)」(以下「基準」という。)に基づき評価機関が適合評価したものをいう。
- (2) 使用者 次に掲げる者のうち最終的にシステムの維持管理に責任を負う者をいう。
 - ア 独立建築物の所有者又は賃借人
 - イ 賃借の集合建築物の所有者
 - ウ 分譲の集合建築物の所有者又は管理組合等の代表者
- (3) 維持管理業者 基準に基づく適合評価書に記載されている維持管理業者をいう。

3 関係書類の添付

市長は、システムを有する排水設備の設置又は改築にあたり飯山市下水道条例(以下「条例」という。)第9条の規定による確認を受けようとする者(以下「申請者」という。)に対し、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) ディスポーザ排水処理システム新設・変更届出書(様式1)
- (2) 維持管理業務委託契約締結等確約書(様式2)
- (3) 使用者届出書(様式3)
- (4) その他市長が必要と認める書類

4 維持管理

市長は、条例第9条の規定による計画の確認を行うときは、申請者に対し、次に掲げる事項の遵守を求めるものとする。

- (1) システムの維持管理を適切に行うこと。
- (2) システムの維持管理について、維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結し、その記録を3年間保存すること。
- (3) 必要に応じ、前号の記録の提出及び立入検査に応じること。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

(様式1)

デスポーザ排水処理システム新設・変更届出書

年 月 日

飯山市長 あて

申請者 住所
氏名
(電話)

印

下記の建築物に設置するデスポーザ排水処理システム（生物処理タイプ・機械処理タイプ）の新設・変更について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 建築物の概要
名称
住所
戸数・階数等
- 2 設置するシステム
名称
認定番号又は適合評価番号
メーカー名
- 3 維持管理会社
住所
名称・担当者
電話

(様式2)

維持管理業務委託契約締結等確約書

年 月 日

飯山市長 あて

申請者 住所
氏名
(電話)

印

下記の建築物に設置するディスポーザ排水処理システム（生物処理タイプ・機械処理タイプ）の維持管理業務委託契約について、下記のとおり確約します。

記

1 建築物の概要

名称

住所

戸数・階数等

2 設置するシステム

名称

認定番号又は適合評価番号

メーカー名

3 維持管理業務の委託契約等について

当該システムの使用者が確定し次第、使用者と（維持管理業者名）との間で、速やかに維持管理業務委託契約を締結し、次の書類を提出させることを確約します。

- ・維持管理業務委託契約書の写し
- ・使用者届出書

(様式3)

使 用 者 届 出 書

年 月 日

飯 山 市 長 あて

申 請 者 住 所
氏 名
(電 話)

印

下記の建築物に設置するディスポーザ排水処理システム（生物処理タイプ・機械処理タイプ）の使用者について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 建築物の概要
名 称
住 所
戸 数 ・ 階 数 等

- 2 設置するシステム
名 称
認 定 番 号 又 は 適 合 評 価 番 号
メ ー カ ー 名

- 3 使用者
住 所
氏 名
電 話

別表第1号
様式第3号の1

精算額 (赤=上段)
設計額 (黒=下段)

排水設備工事設計予算書・精算書

交付 番号	申請 年月日	平成 〇. 〇. 〇	供用開始 年月日	市 長	助 役	課 長	補 佐	係 長	設 計 審 査	台帳登録
排水設備新設等計画確認申請書										
飯山市長 殿		申請者 住所 飯山市大字 部 落 名		番 地		氏 名				
飯山市下水道条例第9条に規定する確認を受けたので、次の通り申請します。										
設置場所 飯山市大字 () 番 地										
種 別 (一般住宅)	業 務 共 同	工 事 区 分 □排水設備(新設・増設・改造・その他) □水洗トイレ(新設・増設・改造・その他)		現 況 (くみとり式) し尿浄化槽						
使用 者	住 所 飯山市大字 () 番 地	職 業		氏 名						
承 諾 関 係 者	住 所 飯山市大字 () 番 地	建 物 所 有 者 氏 名		住 所 飯山市大字 () 番 地						
使 用 者 数	氏 名	△△△△△		△△△△△						
日最大予定排水水量 (工場、事業所等の場合)	工 事 用 共 用	ケ ケ		ケ ケ						
排水設備	水道使用者番号	ケ ケ		ケ ケ						
ストレーナー装着	調理室 洗面所	ケ ケ		ケ ケ						
阻 集 器 名 称	型 式	ケ ケ		ケ ケ						
住 所 (法人の場合は名称及び代表者氏名)	指定工事店 電話番号	ケ ケ		ケ ケ						
添 付 書 類	工 事 費	ケ ケ		ケ ケ						
上記工事を施工したいので、確認してください。	設計額	ケ ケ		ケ ケ						
※ 排水設備工事新設等計画確認書	精算額	ケ ケ		ケ ケ						
飯山市指令第 号 平成 年 月 日	工 期	自 至		平成 年 月 日						
排水設備新設等の工事計画を確認しました。	検 査 料	ケ ケ		ケ ケ						
飯山市市長 記	調 定	ケ ケ		ケ ケ						

(備考) ※印は記入しないでください。

共同施工者複数の場合は、別紙で連署のうえ添付してください。

區新	增改	排水	大	小	兼	洋	台	浴	手	洗	床			
分設	造	箇所	便	便	用	風	所	室	洗	濯	排			
名	稱	徑	單位	數量	單面	金額	備考	名稱	徑	單位	數量	單面	金額	備考
機械砂埋	H=0.7	3	m	6				手洗器取付工	-	-	3			
機械砂埋	H=0.9	111	m	20.2				洗器取付工	-	-	3			
機械砂埋	H=1.1	111	m	3.1				小計 A						
機械砂埋	H=1.3	111	m	33.9										
機械砂埋	校管埋込	-	m	0										
111市取込管(屋外)埋込		-	m	0										
111市取込管(屋内)埋込		-	m	0										
111市取込管(屋内)1/4 埋込		-	m	0										
曲点 75×125 NO.18	17	-		1										
曲点 NO.28	17	-		1										
曲点 NO.11.12	11	-		2										
曲点 NO.18	11	-		1										
曲点 NO.20	11	-		1										
曲点 NO.15	11	-		1										
中継点 NO.21	11	-		1				小計 B						
曲点 NO.6.7	11	-		2				小計 C	(A)					
曲点 NO.2.4.5	11	-		3				運搬費 D						
合流点 NO.17	11	-		1				調査設計費 E						
合流点 NO.22	11	-		1				直接工事費 F	(C+D+E)					
合流点 NO.23.24.25	11	-		3				諸経費 G						
合流点 NO.10	11	-		1				合計工事費 H	(F+G)					
合流点 NO.8.9	11	-		2				衛生器材費 B						
合流点 NO.3	11	-		1				給水工事費 I						
1' 0.7' 5.7' 5.5' 5.5' 5.5' NO.19	12	-		1				関連工事費 J						
1' 0.7' 5.7' 5.5' 5.5' 5.5' NO.14	17	-		1				計 K	(I+J+B)					
1' 0.7' 5.7' 5.5' 5.5' 5.5' NO.13	11	-		1				計 L	(H+K)					
1' 0.7' 5.7' 5.5' 5.5' 5.5' NO.12	11	-		1				消費税 M	(L×0.05)					
1' 0.7' 5.7' 5.5' 5.5' 5.5' NO.11	11	-		1				計 N	(L+M)					
1' 0.7' 5.7' 5.5' 5.5' 5.5' NO.10	11	-		1				検査手数料 O						
1' 0.7' 5.7' 5.5' 5.5' 5.5' NO.9	11	-		1				合計 P	(N+O)					
1' 0.7' 5.7' 5.5' 5.5' 5.5' NO.8	11	-		1										
1' 0.7' 5.7' 5.5' 5.5' 5.5' NO.7	11	-		1										
1' 0.7' 5.7' 5.5' 5.5' 5.5' NO.6	11	-		1										
1' 0.7' 5.7' 5.5' 5.5' 5.5' NO.5	11	-		1										
1' 0.7' 5.7' 5.5' 5.5' 5.5' NO.4	11	-		1										
1' 0.7' 5.7' 5.5' 5.5' 5.5' NO.3	11	-		1										
1' 0.7' 5.7' 5.5' 5.5' 5.5' NO.2	11	-		1										
1' 0.7' 5.7' 5.5' 5.5' 5.5' NO.1	11	-		1										
1' 0.7' 5.7' 5.5' 5.5' 5.5' NO.0	11	-		1										
1' 0.7' 5.7' 5.5' 5.5' 5.5' NO.0	11	-		1										
1' 0.7' 5.7' 5.5' 5.5' 5.5' NO.0	11	-		1										

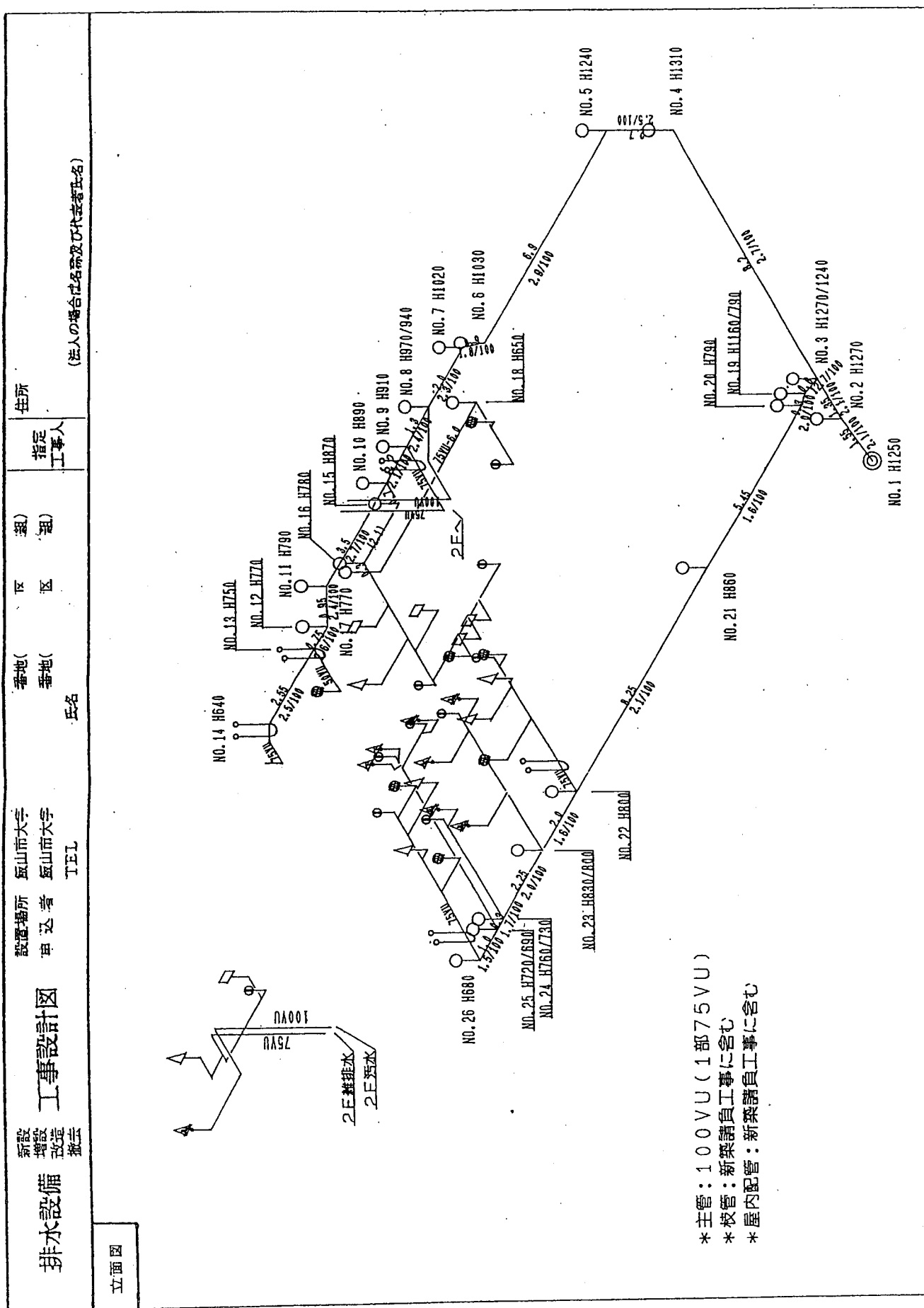
排水設備 工事設計図 新設 増設 改造 撤去		設置場所 申込者	番地() 番地() 氏名	区 区 組	住所 指定 工事人
TEL					
(法人の場合は名称及び代表者氏名)					

平面図

2F平面図

位置図

1F平面図



立面図

(縱断面1)

縮尺 縦: 1/50 横: 1/200

[illegible]

縮尺 縦: 1/50 横: 1/200

UL-12, 25

飯山市排水設備指針

2000 年(平成 12 年)3 月	発行
2018 年(平成 30 年)3 月	改訂
2019 年(平成 31 年)3 月	改訂

編 集 発 行

飯山市建設水道部上下水道課
